

平成24年第4回熊野町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成24年9月12日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成24年9月12日

~~~~~

4. 出席議員(14名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 沖田 ゆかり  | 3番 時光 良造   |
| 4番 民法 正則   | 5番 荒瀧 穂積   |
| 6番 大瀬戸 宏樹  | 7番 藤本 哲智   |
| 8番 渡 紘八    | 9番 山吹 富邦   |
| 10番 山野 千佳子 | 11番 久保隅 逸郎 |
| 12番 中原 裕侑  | 14番 佛圓 大源  |
| 15番 南田 秀夫  | 16番 馬上 勝登  |

~~~~~

5. 欠席議員(2名)

2番 片川 学	13番 尺田 公造
---------	-----------

~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |        |
|-----------|--------|
| 町 長       | 三村 裕史  |
| 副 町 長     | 立花 隆藏  |
| 教 育 長     | 林 保    |
| 総 務 部 長   | 内田 充   |
| 民 生 部 長   | 清代 政文  |
| 建 設 部 長   | 上馬場 達実 |
| 教 育 部 長   | 藤森 孝弘  |
| 総 務 部 参 事 | 石井 節夫  |
| 総 務 部 次 長 | 岩田 秀次  |
| 民 生 部 次 長 | 光本 一也  |

|        |       |
|--------|-------|
| 建設部次長  | 森本昌義  |
| 教育部次長  | 三村伸一  |
| 総務部調整監 | 西村隆雄  |
| 企画財政課長 | 民法勝司  |
| 商工観光課長 | 時光良弘  |
| 税務課長   | 貞永治夫  |
| 福祉課長   | 加島朋代  |
| 住民課長   | 宗條勲   |
| 健康課長   | 平本清士  |
| 生活環境課長 | 沖田浩   |
| 都市整備課長 | 横山大治  |
| 開発指導課長 | 林武史   |
| 下水道課長  | 中井雅晴  |
| 水道課長   | 曾根和典  |
| 生涯学習課長 | 柴原布早子 |
| 会計課長   | 中村憲治  |

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 立花一郎 |
| 議会事務局書記 | 藤友竜也 |

8. 議事日程(第1号)

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 8号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について
- 日程第 6 議案第32号 熊野町税条例の一部を改正する条例案について

- 日程第 7 議案第 33号 熊野町災害対策本部条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 34号 熊野町暴力団排除条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 35号 平成24年度熊野町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 議案第 36号 平成24年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第 37号 平成24年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第 38号 平成24年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第 39号 平成24年度熊野町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第 40号 平成24年度熊野町上水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 認定第 1号 平成23年度熊野町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 2号 平成23年度熊野町上水道事業会計決算認定について

9. 議事の内容

(開会 9時30分)

議長(馬上) 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、早朝より御苦労さまでございます。また、傍聴者の皆様におかれましては、いつも町議会に御理解と御協力をいただきまして、まことにありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから平成24年第4回熊野町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

議長(馬上) これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番山野議員、11番久保隅議員、12番中原議員の3名を指名いたします。

議長（馬上） これより日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日より 26 日までの 15 日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より 26 日までの 15 日間とすることに決定いたしました。

これより、議案等の説明を求めるため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。  
暫時休憩いたします。

（休憩 9 時 31 分）

（再開 9 時 32 分）

議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告させます。

事務局長。

議会事務局長（立花） 諸般の報告をいたします。

6 月 17 日、平成 24 年度芸能発表会が町民会館において開催され、議長が出席いたしました。

6 月 25 日から 27 日の 3 日間、議会の視察を行いました。25 日は本年 3 月に地域連携協定を結んだ法政大学を表敬訪問し、翌 26 日には法政大学と協定を結んだ先進事例研究として長野県小布施町を訪問し、協働と交流のまちづくりについて説明を受けました。また、市町村まちづくり連携事例調査として、長野県高山村及び長野県須坂市を訪問し、それぞれのまちづくりについて説明を受けました。

7 月 2 日、熊野町生活福祉交通運行出発式が役場庁舎で行われ、久保隅副議長が代理で出席しております。

7 月 5 日、平成 24 年度広島県日中親善協会総会がオリエンタルホテル広島で開催され、議長が出席いたしました。

7 月 18 日、産業建設委員会が開催され、担当部長から昨年の主要事業の実績について

て報告を受けるとともに、本年度の主要事業計画に係る課題などについて協議を行いました。また、現地視察として町道深原公園線及び町道出来庭川角中央線を視察し、担当部長より進捗状況等の説明を受けました。

7月27日、県道矢野安浦線整備促進協議会及び県道瀬野呉津江八本松線整備促進期成同盟会の総会がメルパルク広島で開催され、久保隅副議長が代理で出席いたしました。また、同日、県知事や県会議長等に対して要望活動を行っております。

7月30日、総務厚生委員会が開催され、担当部長から昨年度の主要事業実績についての報告を受けるとともに、本年度の主要事業計画に係る課題等について協議を行いました。また、現地視察として今年の春、平谷地区に完成した小規模多機能居宅介護事業所「たいよう」を訪問し、施設についての説明を受けるとともに、意見交換を行いました。

7月31日、平成24年度広島県市町トップセミナーがメルパルク広島で行われ、議長が出席いたしました。このセミナーにおきまして、早稲田大学大学教授の北川正泰氏から、地方分権時代の自治体のあり方についてをテーマで講演会が開催されております。

8月1日、平成24年度広島県中央振興対策協議会総会が竹原市で開催され、議長が出席しました。主な議題は、平成23年度の事業報告及び平成24年度事業計画で、いずれも原案どおり承認されております。

8月9日、安芸地区衛生施設管理組合におきまして、安芸地区衛生施設管理組合臨時会が開催され、議長が出席いたしました。主な議題といたしまして、監査委員の選任同意のほか、条例の一部改正と補正予算があり、いずれも原案どおり同意、可決されております。

また、引き続きまして、広島県海田高校財産組合議会が開催され、議長が出席いたしました。この会議では、平成23年度決算及び平成24年度予算がそれぞれ原案のとおり認定、可決されるとともに、管理者の選任が行われております。

8月23日、広島県町議会議員研修会がKKRホテル広島で行われ、多数の議員が出席いたしました。研修内容は、午前が島田裕巳氏による、変わる日本社会と宗教について、午後からは議員の健康管理と題しまして、東京医科歯科大学名誉教授の藤田紘一郎氏から講演をいただきました。

9月3日、議会運営委員会を開催し、第4回熊野町議会定例会の議事運営について協議を行いました。

9月9日、熊野町敬老会祝賀式典が町民会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べております。

続きまして、議長宛てに陳情書、要望書等が提出されていますので、御紹介いたします。事前に配付しております陳情書、要望書等の一覧の資料をお願いいたします。

7月2日、「地球社会建設決議に関する陳情書」が、横浜市在住の荒木實氏より提出されています。

8月3日、「B型肝炎、C型肝炎患者の救済に関する意見採択の陳情」が、全ての肝炎患者の救済を求める広島の会より提出されています。

8月7日、「地球温暖化対策に関する地球財源の確保、流通する仕組みの構築を求める意見書の採択について」が、全国森林環境税創設促進議員連盟より提出されています。

諸般の報告は以上でございます。

議長（馬上） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、一般質問を行います。7名の議員より通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに15番、南田議員の発言を許します。

南田議員。

15番（南田） 南田でございます。皆さん、おはようございます。傍聴者の皆様、おはようございます。

私は本日はいつもどおりに受迫ため池についてお話しいたします。それまでに皆さんのほうへ御了解していただきたいと思うのは、長い間の話の間に、町長との意見も合わず、町長と考えも違うところもあるんですが、こちらのほうから願うじゃ、引張るじゃいうもんじゃなあんじゃけ、ええがに話し合うて、熊野町はええがになるようにしようがいうのを、一応その問題は受け付けんと。これは本人からじゃなしに、助役を通してからの話でございますが、そのことで話がだんだんだんだん深くなっておりますが、こうして大事な時間をいただきましたので、今から問題に入ります。

その前に、大体法律ごとが私の場合は多いんですが、日本の国の法律体系をちょっと皆さんにお話ししときます。

日本は皆様御存じのように法治国家であります。言うまでもなく法律は国会でつくら

れ、国はそれに従って行政活動や司法活動が行われているのであります。それと同じことを、私人がする。個人ですね、するのが法律行為であります。今から言いますこともこの法律行為に基づくやりとりでございますので、難しい点もあるかも知れませんが、私の考えるところを皆さんに聞いていただければと思うのでございます。

それでは質問に入ります。

私は土地は国のものであるとまず考えております。国民はこれを所有することを認められているだけでございます。国は人格のないものには土地の所有は許されていません。もし間違って無主登記を行ったときは、その土地の所有権は国に帰属するのであります。国土を守るためにこのような法律ができたのでございます。しかし、国民が何かの誤りで真意とまことの気持ちと違った表示を登記したときは、錯誤更正ができるということでございます。しかし、動機の錯誤のときは更正はできないことになっております。したがって、錯誤更正登記はだれでもできるものではないのでございます。錯誤の登記をしたものが、みずからの手で更正登記をするものであると思います。

ところが、熊野町は明治24年、町が間違って人格のない無主登記を行ったため、所有権が国に帰属しました。しかし、この登記は完全な錯誤であり、民法95条で錯誤登記したものは自己の申告により錯誤更正登記はできるのでございます。

このことについて、町長と色々な討論をしてあったんでございますが、町長の考えと違い、私の考えと違いがあると思うのでございますが、私の考えはあくまでもこの土地は熊野町のものであるという考えでございます。

ここで一応町長の答弁を求めさせていただきます。

~~~~~

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

（何か言う者あり）

~~~~~

町長（三村） そうはいかない。議会のルールがございまして、私は従います。

南田議員の御質問にお答えいたします。

この問題につきましては、何度も申し上げてまいりましたが、町には所有権はないと確信しております。これに基づく賃貸借契約でございますが、これにつきましてもた

め池の真の代表者と契約しているものと認識しており、御指摘のような法的問題は一切ないと考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 南田議員。

~~~~~

15番（南田） 町長さんが言われることは大体わかっておるんですが、私は民法95条の条項を見て、国民ならだれでも等しく法律はだれでも公使はできるんですが、95条の条件に、無主の登記をした場合には自分の錯誤であることの自分の申告によって、自己に返せるという法律が民法95条であるんですが、そのことについて、町長は今も言われたように、町には間違いがないという意見でございますが、私もつまらながらもいろいろ勉強して、どうしても納得がいかないのでございます。

そこで町長にお伺いいたします。町長も日本の最高学校を出られ、その結果町長になられ、いろいろ研究されてこられたと思うのんですが、何を信じていますか。私は何分学歴もなく、六法全書1冊を頼りに生きてきた人間でございます。考えが間違っても不思議はないのんですが、老齢で、いちずなものでございますので、全く自分ながら困っているのでございます。

ただ、町長が言われるほど所有権に確信があるのでしたら、なぜ23年間も待たずに所有権を明らかにしてもらおうようお願いしたんですが、なぜ相手方の所有権を確実にしてもらわないのでしょうか。ただ、ここで先に私のほうから言いますが、町長は個人の土地だから町が登記をする必要はないと、町には関係ないと言われるんですが、今の国の方針、人間としての人としての条件を言うのであれば、借地するまでに相手の土地の所有権を見るのがこれが常識でございます。それを最初から、所有権はないということを、今の町長は知りませんが、前の町長に。最初に名前を言うのは、最初には南崎町長がこの契約に入られたんですが、そのときからいろいろと問題はあったのでございます。

ただここではっきり申し上げにくいのは、関係者が大方亡くなっておるんです。南崎町長にせよ、小田原助役のように、関係した者がみんなが知らんとか、いろんな発言をしてくるんですが、何分にも今から言おう思うんですが、何分にもこの事件にしても何にしても、私が1人でございます。あとは今ごろはちいたあ違うんですが、あとは皆

町長の傘下みたいなもので、私が同士の許可をもらって発議ができたのも、この事件が始まって23年目で、ことしの6月に初めて私の意見をここで皆さんに言わせてもらうたんです。

ところが、そのときの発言の中に、議事の中に、極端に言うたら、私が発言をしたものを議長が読み上げて、採決する前に反対討論があったんです。反対討論の中に、4人の町長は全部錯誤があることは知っちゃんじやと。知ってずっとやってきよるんじやとというような反対発議があつて、3票とつたが否決されたんです。議事の内容も時間があれば許す限り、私はここで公表してみたいと思うのでございます。

そのようなことであつて、言いたいことはよけいあるんですが、私は最終的に言う言葉は、何相手方に登記のないものを町は借られたんかと。その責任はだれがとるんかと。まずそこは言いたいんです。登記のないものを、民間でも大体これは常識として、登記を見て借るのが常識です。登記がないということは、今の町長がなされるまでですが、登記がないということは、最初から契約の時点から登記に問題がある、登記の問題がある、議事録を見てもらえばわかるんです。問題があるんじやけ、登記をよう調べて契約してください、よう調べて契約してくださいということを、それこそ何回ということは、何十遍までは言わんか分からん、そりゃ物すごい数を言うとります。知らんふうに答弁はなしに、ずっと賃借料を払われるんです。なぜ所有権のないものを払われたのか、まずそれが知りたいんです。

今の町長がされたことじゃないんでしょうが、町長は覚えがあるかどうか知りません。一番先にこの問題に対して私は質問しております。その答弁が、このときは明治22年ですね、一番初め、22年に熊野町の村会が、熊野村ですが、村会が決議して、法に基づいて登記してあるので、これは既に町のものではないと。町のものではないから、町が賃借料を支払って借っても不思議なことはないと。

そりゃ確かに町のものか相手のものか、確実に法的にここへ提示されて、登記簿謄本を出されて、見せてもらったなら納得します。私は何遍も謄本をとりました。ここへ持ってきております、役場へも。籠池受迫になっていきます。籠池受迫いうものは人格はないんですよ。23年間の問題じゃけ、長いですよ。今の町長だけじゃ、ただそのときに町長がそう言うて、私が追求したのを所有権のないものをどうして借ったんかと言うたら、所有権はなあことはなあ、登記は済んじょんじやけあると。

そのときに町長が例で出されたのが、尻池の問題です。尻池いうたら、皆様も御存じ

じゃろうと思うんですが、傍聴者の人もわかろうと思うんですが、中学校の排水が尻池という池へ放水してあったんです。その池へ子供が落ちて死んだんです。その補償問題の裁判が尻池という問題の裁判じゃったんです。そのときに、裁判の結果、所有権は地主のもんじゃと。無主ではないという判決が出ておるといふ答弁が言われたと思うんですよ。私は全部書かんで覚えてくるんですが、覚えちよるけえ、覚えとくものは間違いがあるかもわからん。

ここで私が言いたいのは、裁判そのものは使用者が管理不十分で子供が落ちて死んだんじゃけ、その使用をしとったものが管理が悪いんじゃけ、補償してくれいいう裁判じゃったんです。それは私は告訴状も見ています。

その理由を言います。平本町長が私を呼んで、南田さん、こんな済まんのじゃが、どうじゃろうか、今　さんがこれを持ってきてから、見てくれ言う。うちには銭はなあのに、補償をくれいいうて裁判所から来とんが、何とかしてくれんさいや、うちには銭はなあんじゃけいいうて、町長が、南田さん、ええ方法はなあかいうて。これはわしが書くことはできるんじゃが、弁護士じゃなあんじゃけ、私はできんのじゃが。本人がこういうふうに書いてくれ言われるんなら、司法書士しとるけ書いてあげるいいうて、そこで書いた文章の内容は、管理は確かに　何々がしちよるが、私は何もわからないと。その池から利益を受けたこともないという、これ抗弁書いいうんですか、答弁書いいうんか。書いて裁判所へ行ったら、起訴棄却いいうんですか、起訴が止んで責任はないようになったんです。

土地の問題ならあくまでも責任が土地の所有者じゃ言われるんなら監督さんのほうへ来るはずじゃが、権利はおまえは関係なあ言われたんじゃけ、私はその裁判そのものが所有権の問題ではなく、利用しとった者の利益に対する。願われた文章も見ました、役場で、私が。願われたのも、かぎがかかるようになっちよるのに、かぎをかけなんだいうのが、これが一番争いの負けたところなんじゃ思うんです。かぎがなけらにやまだいいんじゃが、かぎがあるのをかけなんだいうのは管理が悪いんじゃけ、管理する者がいいうんで、コイを飼うちよられる人と、田をつくっておられる人と、町が水を流すんで、この3つで裁判を争って、結局町の組が敗訴いいうんか、和解になったんかよう知りません、最後は。まあ2,000万円ぐらい支払いしたんじゃろう思うんですが、みんなで。裁判が終わったなんで。

その裁判で、無主地が、熊野に関係ない無主地が地主のもんじゃいいうことを言われる

が。それを例にとられたけえちょうどその事件じゃないんですが、あくまでも民法があるんですよ。そりゃどことは言いませんが、そりゃ日本での大けえ官庁で、熊野の支所があるところへわしはこの間相談に行きました。役場にも行っちょられましたよ。その職員が、これは南田さん、町が言うとおりがほんまよう、この所有権はこの池いうもんがほんまじゃ言われましてね。わしはあんたと話をして、4時間話をしました、話がつかんけえ。私はその結局国有地の管理者だから国有地として管理しとったんか、国有地じゃないんか。そうしたら、これは正式な話じゃなあんじゃが、法律があつたけえいうて、へへへと笑うとったのですが。日本の最高の何がああいうなんじゃ、わしは思うたんです。

そういうことで、町長の顔か、権威か、何かしらんが、行き着く先へ、相談に行っておられるんかどうかしらんが、相談してきたんがいろんなんが入ってくるんですが、そのことは無駄話になりますし、時間ももったいないので。

要はなぜ所有権のないものを出されたのか。それも3年や5年じゃないんですよ。まだ私が不思議なのは、この問題だけじゃないんですよ。そりゃ議員さんにも知っちょつての人があって、職員さんは知っちょられるかしらんが、昭和40年、大方50年ぐらい前になるんよ。もう一つ貸しちよるんですよ、池を。今の池で問題があつて二十何年ももます間に前の話のことは一回もない。何で町行政はあこまで隠さにやらなんんだんか。知らんのじゃろ思われたが、私も知っちょりましたよ。

今から言おう思うたんですが、この受迫についての一番先に手をつけたのは私です。私が司法書士になって10年目のときに、役場からこういう土地があるんじゃ、どうじやろうか言われるけえ、町の囑託を受けて、法務局から全部調べて、これは無主地で熊野のもんになるんじゃけ、登記できるけえすぐやれ言うんで登記したんが、それが昭和31年です。それから10年もたたん間に、今度はまた熊野の土地でなあんような契約がしてあるんです。職員さん、知っちょつたの、町長さん、知っちょつたの、昭和45年に契約してあるのを。

私が言うのは、払うべき金を払うんなら文句は言わんのですよ。私が見れば払うべき金じゃないのを払われるから、町民は迷惑を受けると。職員の間でもささやかれるのを聞いてみるのに、わしが願うぐらいに思うていうような、いろんなそりゃうわさじゃけあるが。

そりゃ確かに西村町長は告訴しました。4年間裁判しました。それは訳があるんです。

この本会議場で議場で、その議場で西村町長が、南田議員の答弁はせんと。答弁が聞き
たかったら行政訴訟という方法があるのでその行政訴訟でやってこいと、それならわし
も答弁するけえ。議事録を持ちよりますわ、わしは。そうじゃがね、私は言うまあ思
うたんですが、そりゃうそじゃ思うて願われるもんがおられたら、願われてもわしも証
拠は持ちよるけえじゃが。

いつじゃったかね、平本町長が出る前に、広島業者から、名は言いませんよ。行政
に関係あるものに1億手数料を出しちょんじゃがどうかいうて、広島弁護士からわし
のところ電話がかかりました。それも皆死んでるけえ、聞いちょるのはわしだけだ
が。ここの議場で発言したのは議員さんもおられたはずですよ。1億町長もろて戻っ
ちよるがどうなんや。途中黙ってかごんじょんさるけえ、30分ぐらい同じことを言
いましたよ。どうして発言せんのないと。発言せんにやとったことになるで、あ
なた。もろうちよらんのもろうちよらん言いんさいや言うても、結局結論が出
ずに、みんながええかげんでやめえや言いんさるけえそこでやめたんですが。不
思議なことにそのときの議事録は熊野に議事堂に保管してないんですよ。そこ
だけなくなっておるんですよ。これが熊野町の行政の実態ですよ。

それが恥になるけえ思っ言わなんだんですがね、決議して、みんなが起立して賛
成が決まった段になって、議長が、ありや、今のは違うちよった、チャラにしよう
や、チャラにしようや言うて。どうして違うちよったんなら言うたら、ありやあ
の男が寝ちよったけえ言うんです。これでチャラになった議会もあるんですよ。
こともあるんですよ。私の余談話が長くなるけえじゃがね。

県へすぐ行きました、わしはこういうことがあるがどうかいうて。県に言うた
ことは、それはほんまですよ。言うてきんさりや、うちがええがに直すように
勧告するが、直すわけにはいかんのじゃ、干渉ができんのじゃけえのうと。行政
はええようにできちよるんですよ。国民は負けるように、行政は勝つように
こさえてあるんですよ。私が4年間の裁判でようよう経験しました。

そのようなことで、私はいいも悪いもいやあせんの、町民のためですよ。今
この土地に対する賃借料が何ぼ払うちよられるかわかるかあなたしら役場の知
ったもんがおりや言うてみんさい、何ぼ払うてあるか。8,000万から9,000
万ぐらいになる思う。1億にはちいと切れる思うんじゃ。払うべきでない、
そりゃ払うべきもんかもわからんが、払うべき手続をとらずして払うちよ
る銭が、それだけの銭が払うてあるんですよ。私

はそれが情けないんですよ。

そりゃ私が損じゃなあんじゃけえじゃが、やっぱり私は議員という観念があるんです。年をとってもわしは南崎に負けただけの議員じゃいうように、恥をかかんように町民のために一生懸命になってやっちょる思うんです。そりゃ自己宣伝みたいになるけど、ほんまですそりゃ。このたびでも願うなら願いますよ。前にも400万も500万も使って裁判をして、断りに来られたけえすぐ下げたんですが。人をいじめるのを目的じゃないんです。正しい方向の考えですよ。町長、何ぼ文句を言われてもええですが、わし言うのは文句を言いんさっても、そりゃ町長もわしも言い合いしたけど、それが熊野町の発展のためならいいんですよ。

登記がなあものを何ぼ理屈を言いんさったけえいうてわかるまあ思うんです、それは。いろんな理屈を言いましたよ、この間も広島へ行ったら。理屈じゃあ通らん、法律の条項で、それでわしが今の初め法律のどこを読んだんです、言うたんですよ。一番大事なことですよ。法律は国民を守らにゃならんことですよ。

議員ですよ、私は。何十遍いうて言うちよるですよ、登記してくださいと。私に言わせたら、これは町と今の土地の所有者が結託しちよるんじゃ思う。思うんですよ、結託しちよると言いませんよ、見ちょらんのじゃけ。こういう行為を法律で言うたら背任行為じゃ言うんですよ。

いつまで言うてもしょうがなあけえじゃが、わしがほんまお願いなんです。民法に間違えて登記した場合にはすぐ言うてこい、すぐ熊野町が間違えたなら熊野町に直さすけえと。直すのにだれの判も要らんですよ。個人でも同じですよ。町が相手じゃけ、町でのうても、個人でもわしがそういう登記しちよったもんじゃ、わしが自由に行って、わしの判だけで登記ができるんです。熊野町の場合でも、町長が更正登記をしてくれ言われりゃ、そのときにどの町長じゃったかしらん、あんたじゃと思うんですよ。どうしてせんのか言うたら、銭がなあけえいうて言いんさったよ。登記代ぐらいなら安いもんよの。何ならわしでも寄附するが、議員じゃけど言うたら、議員に寄附してもろうちゃからんけえ、違法になるけえ言いんさるがね。

私の気持ちはそれだけの気持ちはです。熊野町のもんなら、その池が何ぼあるか言うたら、123ぐらいあるんですよ。それが法律上で言うたら、今国有地になっちょるんですよ。国有地であっても、これは話が長くなりますがね、国民のために国有地にしてあるんじゃけ、一つも何も、判も何も要りゃせん。認め判は要るが、個人で、認め判

を持っていきや、すぐわしのもんでも直るんです。もとがわしのもんで、間違うて国に直った登記は。それだけはっきりしたものを、あなただけじゃありませんよ。ほかの町長さんもせん言われた人がいますよ。それが不思議なんですよ。

私は文句は言いますよ。そのかわり人の3倍勉強するつもりでおるんですよ。初めから自由に。ほんの義務教育だけ出たような男ですけえ。ここでこうして発言させてもらうのも、皆さんに議員にさせてもらうて、皆さんのお世話をさせてもらうけえ、皆さんが出してくれるんじゃ思うんですよ。

町長さん、一遍話しましょうや。どうしても話さん言われるなら、そりゃ自腹を切っ
ても告訴でもします。告発でもします。そがな気持ちはさらさらないんです、今。あ
す死んでもおかしくないような年ですよ。これがあるためにわしは長生きしちよられる
んじやろうか思うぐらい一生懸命23年やりました。前へ進め言われりゃ何ぼでも進む。
ここにもえっと書いておりますがね。それは最後の問題であって、そりゃ助役からどう
言われても、前の助役の時代からでも、私はあなたのところに会いにいかなんだんです。
町長のところへ会いにいつてくるぐらいのことで。どういう話があったんか知りませんが。
わしは会わなくても十分間に合います。私が言うのは、あなたと私、あなた言うちやい
けんが、町長とわしが言い合いしたけども、町民の利益にならんことはせんに限るん
ですよ。

問うてみるんじやが、ここの後ろに議員さんが、ここで問うちゃ悪いかしらんが、議
員発議いうものを23年目にしようよう同士が二人できたけえ提案させてもらいまし
たよ。何ぼ議員じゃけえいうとこで、ここで発言権があるのはやっぱり推薦者がなけり
やなできんのです。そして、この池のことを言うたらどうですか。町長が認めちよる、
三村町長も認めてええがにやっちょんじやけ、そりゃええ意味か悪い意味か知りませ
んよ、そりゃ。提案については反対するいう反対討論がありました。反対討論があつたら、
一つも何も言われんのですけど、皆さん議員にいいようにさせられんけえじゃが、法
ですけえの。その結果が今この問題ですよ。

この問題について言うたかしりませんが、23年間一回も議員からの発言はわしだけ
ですけえの、皆知らんふうですけえ。時間がどれぐらいあるや。

~~~~~  
議長(馬上) 30分ぐらいです。30分。  
~~~~~

15番(南田)　　そういうことで、きょうは話がつけばそうしてもらえればわしは一番思うんです。議会にしてもどう思うかしらんが、いじめるぐらいに思いんさるんじやろうが、いじめるんじゃないんですよ。わしは強調するのはここで言いますがね。この池の問題が出たときに平本町長が言われましたよ。南田さん、何かええがに使わにゃからんよの。あの池がええがにそりゃ、何を町長考えておるなら言うたら、熊野の筆の里をああやってこさえてもろうても、どこから行く道も一つもなあけえじゃがの。わしが考えちよるのに、わしが職責がある間にこの池を直して、セレモのそこから大年まで真っすぐ道をつけようや。それをするにはやっぱりあの池が要るけえの言われまして。筆の里をつくったときにおられた議員が何人おるか知りませんが、そりゃみんなが場所が悪いのに言うて何遍ももめたけえ、そのときの決議が今寝ちよった決議ですよ。そのようなことで、いろんなことを言うようなんですがね。本当の真意がそうです。個人的には一つも憎いとは思やしませんよ。ただ金の使い方をもうちっと考えていただきたいと。

　　まだ時間がある言われるけえじゃが、最後のほうに書いちょりますがどう言われるかしらんが。23年間全てのことを知ってやったことであると、町長はな。本日で実証できる書面をここへ出してもらえ、出せいうて言おう思うちよったんです。まあ今はこれを読むだけです。提出してくださいと。提出ができなんだ場合には、契約を解除してくださいと、賃借の。

　　答弁がありゃ一つ言ってください、受付けますけえ。一人がしゃべっちよっても。

~~~~~

議長(馬上)　　町長。

~~~~~

町長(三村)　　登記はないと申されますが、受迫という登記が歴然とあります。

　　それから、先ほど所有権がないと申し上げたのは町に所有権がないのであり、所有権は受迫という名義人にあると考えております。その上に基づいて賃貸借契約を締結され、私が直接やったわけではございませんが、当時の町がやったわけであり、それはいろんな機関とも、弁護士さん、これも二、三人私は相談しております。それから司法書士さん、この問題を本当にどう思われるかということは確認しております。この3年間、4年間、この問題についても勉強してまいりました。そういった総合的な上に立って、先ほど答弁申し上げましたように、この所有権は町にはない、受迫という名義人が持たれておるといふ結論に達しております。

以上でございます。

議長（馬上） 南田議員。

15番（南田） わしは町長さんは早稲田の法科を出て、優秀であって、今でも学校へ出入りして。これは人の話ですよ。だれとは言わんが、そういう話で。大学の教授がおるけえ、安心しちょんさるいう、南田さん、あんたええかげんでやめにゃああんたが泣くようになるで言うて忠告した人間が何人もおります。

ここでわしが問いますよ。日本の民法は何のためにあるんですか。無主ということはないと言われたが、民法の239条の2に、人格のないものは日本の土地を持たれんのだよ。その土地は人格がなあった土地へ登記した場合はどうなるかと。人格がないいうたらこれは無主地ですよ。その場合は国に帰属すると。民法239条の2の説明をしてください。あなたが言われる、どこでどういう。私は法律に基づいて、それで一番先に法律を読んだんじゃ、日本の法律はこういうてできちよるいうのをわしは読んだんです。法律にはっきりあるじゃないですか、無主地ということが書いてあるじゃあない。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） 239条民法の各条項についての解釈はここではいたしません。ここではやはり町政一般に関する議論の場だと私は考えております。

239条ですかね、これはそういったことでお答えいたしません、これらも含めて無主地であるというあれは持っておりません。無主地であるなら国に帰属するというのは存じ上げておりますが、ならばこれは財務局が管理しておりますので、国有地ですから、今おっしゃられたように無主地であるならば国に属するという事なんで、それは中国財務局ですね、具体的な管轄は。ここが。

（何か言う者あり）

町長（三村） ちょっと待ってください。答弁してますからちょっと待ってください。そういう解釈を持っております。

以上でございます。

15番(南田) 所有権があるならそういう法律を出しなさいよ。所有権のないものへあなた、町の銭を出すわけにいかんよ。所有権を何で認めたんや。町民の銭よ。あんたが所有権を認める権利はないんよ。

議長(馬上) 町長。

町長(三村) だから何回も申し上げますが、所有権は町にはなくて、受迫という名義人が持たれておると。それに基づいて町が支払いをしてますということでございます。

以上です。

(何か言う者あり)

議長(馬上) 南田議員、指名してから質問してください。

南田議員。

15番(南田) 所有権が何であるんの、わしゃその法律が知りたいんです。あんたと同じことを財務局に言いましたよ。5時間やりましたよ、わしと。向こうも答弁が出んけえ。そりゃ法律を勝手に変えるようなことをしたり、法律を勝手に変えて行政に織り込んでもらったら困るんですよ。あんたの熊野町じゃないんです。町長と言われるほどなら、法律を守ってもらわにゃ。

そりゃ文句は言やしませんけえね。きょう晩までに登記は登記所行きやすぐできるんじゃけ、所有権があるなら登記してきなさいや。登記がないもんへ銭を払ったらどうなるんですか。それじゃあなあ私は思うんですよ。今告発したら、池のものはどうなるんじゃろうか思う。自分の所有権はどうやって立証されるんじゃろうか思う。町民へ迷惑をかけるのを、わしはしようとは思わんけえ言うんですが。あちこちあなたの理屈は通るか知らんが、町民へえっと迷惑出ますよ。あなたは告発せんでも町民へ告発できるけえの。町民へ迷惑をかけたり、みんなに迷惑をかけんように、円満にやろうというのがわしの考えです。

この問題で、4町長が全部、4町長しちゃうらん。平本町長は反対だったんです。反対いうて、町のものに戻さなきゃからん、町へ戻さなきゃからんと。そのときに道路の問題が出たりしたんじゃが。4町長が皆反対じゃったじゃいうて反対じゃないんです。この席におられるもんじゃけ、言うた覚えがない言われるかしらんが、平本町長が頼んで、この池を解約するように向こうに頼みに行ってもろうた人間もおってんですよ。証拠はなあじゃが、平本が死んで証拠がなあんじゃけ。わしゃ知らん言いんさりゃそれで結構ですが。そのときに言われた言葉が、何ありゃまとうりじゃけえわからんが、わしも、とられしとらにゃわからん解約はせんいうて言いんさったんじゃけえの。もらういう気持ちでなあ、とるいう気持ちですけえ。

町長、あなたがされたんじゃなあんじゃが、この契約された町長は誰か知りませんが。事情がいろいろあるんです。言え言われて言われんことがあるけえじゃ、死んだ者が多いけえ。そりゃ名を言うけえじゃが、小田原助役がこの池は町のもんじゃけえ、賃借払うちゃわからん言うて、県に調べに行ったら、こがな書類があるけえ、何遍も出して言いますが、きょう持ってきちょらんがの。地方自治法にもため池や何かは行政の監督じゃ。

法律の専門家じゃないんですか、あなたは。専門的知識を持ってる者が悪いことをすりゃ、罪は倍になると思うんですが、まあ要らんことじゃあるんじゃがね。法律どおりにやっってくださいや、あっちにくつつきこっちにくつつき。なぜそがに籠池に力を入れにゃからんの。籠池と契約をしたのは南崎さんと当時の議長よ。議長は自分のことよ。こういうことがあってええんの、わしはそこまでは何じゃけえじゃがね。言えいいんさりゃわしが皆知ちよるけえ皆言うちゃげるよ。

一番先にこの池の問題が出たときに、きんさったのは南崎さんじゃけえの。せんにゃ起債の補助の期限が切れるし、判をどうしてもくれんさらんけえ、議長さんが言うての。今度は小田原が持ってきた書類をわしは持ちちよりますよ。紙の用紙は役場の用紙です。どうしてもこがんことあると思うたけえ、小田原そのものは死んじよるけえじゃが。受迫のもんじゃなあいうのが書いたのがありますよ、うちに。そのときの用紙がそのままのけちりますよ。印刷したもんだけじゃったら、皆さん御存じかしらんが、役場の用紙が一番安いもんじゃけえのあがな用紙はえとなあんじゃけえ。そのときの用紙はそのまま残してありますよ。役場はようよう知ちよってんですよ、これ共有地じゃいうことを。

ある町長のときに、ある宗教教壇から土地が欲しいけえ世話してくれいうて来て、わしが皆仲入ったんじゃけ、後もめたときにわしが個人的にその相手が言うてきてから聞いちょるんじゃが。町長がその教壇と約束して、土地を世話するけ言うて、役場の人は知っちょってんのは多いよの。そのときの課長はまだやめちゃおろう。この間話をしたら、何かしらん言わんよう、今さらに言うけえじゃが、それは教壇のほうから早うしてくれというんで、町長が課長へけりつけに行かしたら県に怒られて、そのときに行ったものがおったんじゃけ、代弁なるけえやめんさったかしらんけえじゃが。地方自治法を見てみいやいうて、そのときみんなが地方自治法を知ったんじゃけえ。地方自治法の2条にここにあるが、河川、橋梁、運河、水利関係のものは、これは自治体のもんじゃ、地方自治法にありますよ。その書類を持ってもどっとるんですよ小田原がわしんところへ。今ごろその書類を見て、役場のものもどう言うかいうたら、小田原何するやらわからんけえわが思うことを書いて、そりゃ小田原が調べに行っちゃあ、小田原もあれだけのことを知りやせんけえ、ずっと昔の法律ごとが皆書いちょんじゃけえ、調べに行ったんじゃが。

要は都合のええようにばかり言いさる、さきに県に行って書類をもらうた、県から持ってきたいうんじゃけえ、そりゃ小田原は死んじよるけえ誰か知らんが、調べに行ってみんさい、それが違うちよるかどうか。地方自治法の2条にここにありますよ。公園から、水路から、池から、こういうところは皆公共の管理せなからんけえ管理せえいう。

町長はあくまで意思は動かす気はないんですの、わしが何ぼ頼んでも。きょうはわしは物事を済めたい思うて来たんじゃが。今日で済めば話し合いをするなら話し合いで、熊野町のためにやるのが一番ええんじゃなあんですか。町長はすぐ選挙が来るんでしようが。

町長がわしに言われたことを覚えちょられますか。それからわしが町長と意思が変わったんですけえ。保安林の工事の問題で、わしはこがんことはせんほうがええよのういうてわしが言うて、これええがにいきゃあせんか言うたら、それでもやらんにゃからんじゃけえ言われた。そがに気に入らんにゃ町民がわしをリコールしんさったわ言うけ、すぐ役場のほうへ、町長はおかしいことを言う、まだ選挙して半年しかならんのに、悪けりゃ町民にリコールせえいうことをはっきり言うたで。町民の選挙によって立てられて、町民のための町長、町民のための行政をしてくれるんじゃ思や、一生懸命にするんじゃが。ほかに言うてもなあかもわからんけえじゃが。出るいうてあんた宣言されたけ

えじゃが。自分の首を自分で絞めるようなことを言うんじゃ、そりゃあなたもそれで意思の強い人じゃと思いますが、町民のためなら。町民のためを思うてないんですか。

百二十何筆あるうちで、今あなたたちが出される、されることは2筆について昔元議長じゃった関係の者について、全部全面的に応援されて、あとの百二十何筆は放置してあるんですけえの。これは差別ですけえの。百二十何筆は一遍に登記しちよるんですけえ。

~~~~~

議長（馬上） 南田議員、残り10分です。あなたの持ち時間があと10分です。10分です、あと。それで、質問でない、講話のように聞こえるんですよ。質問してあげてください。答弁できんじゃろうと思います。お願いいたします。

~~~~~

15番（南田） 答弁は要らんの、答弁をもらうてもろくなことをしてくれんのじゃけ、答弁はもらわんでもええわ。

そういうことで、時間が来たら言うてください、すぐやめるけえじゃがね。私はこれが一番町のためであり、町民のためであり、今の行為は、わしゃ法務局の人権擁護課行ってこういう方法をしよんじゃがどうじゃろうか言うたら、何を聞きにきたんな言うけえ、わしゃ差別行為になりやせんか思って。ほうよの。南田さん、ここへ来るんが違うわいうて言うたよ。どこじゃ言うたら、どこ言うてもものう言うけえ、警察へ行くんか言うたら、わしは警察へ行け言やせんど言やせんどと、まあ心安いもんじゃけえじゃがね。どこまでが人権問題になるか。

言うてええやさっと。10分の間に話がつかんのじゃけえ、一応、この行為は23年間全てのことを知ってやっちょんじゃけえな、違法じゃいうことは。何遍も言うちょんじゃけえ、議事録に載ちよるけえ。違法じゃなあ言いんさるんじゃけえ、わしは違法じゃ思うんじゃ。違法であっても、違法じゃのうても、町の予算を使っておるんだから。籠池のもんであるという証明書を提出してください、すぐここへ。できる、ほんまにそのものなら法務局へすぐ行ってできるんじゃが、登記が。それができないということは、町が無理をしちよるいうこと。考えによったら、地主がうそを言うて持ってきて横領しちよるんかもわからず。横領言うたら、みんなが何じゃけど、横領しとるというんですよ、横領しとるかもわからんいうんですよ。

横領いうたら単純なんです、みんなが横領いうたら。親が死んで、死んだやつを隠し

て年金をもらったら横領ですよ。特に公金をとるべきものをとった場合には、すぐ横領になりますけえの。そういうような問題はさしとうない。やれ言われればすぐ、町長の口が、そりゃせえええけえ、わしのことはなあけえ町民のことじゃけえやってくれ言いんさりゃ、それこそ西村さんが言われんさったように、やってくれや南田さんあんた言いんさりゃ、惜しい金じゃあるがやりますよ、みんなのためなら。

そういうことでここへ書いちょるんじゃけえ、どうでもこうでもきょう、きょう言うちゃあからんが、2週間以内に、みんな聞きよる、2週間以内に所有権を明らかにしてください。もう23年にわたってずっと何十回じゃない、10回どもは言うちょるけえね。そこだけきょうそれを言うて、終わりにします。

ようよう議事録に載せとってくださいよ。何遍も言うようなが。この放送をみんなが聞いとられず、録画してくれるような者も頼んじゃるけえおるけえじゃが。証拠が後に残るんですけえ、ようよう言うときますけえ、返事は来られますまあけえ、やるとかやらんとか一方的じゃろうがやってください。それが町長の義務です。要求するのは私の権利です。

これで終わります。

~~~~~  
議長（馬上） 以上で南田議員の質問を終わります。

続いて7番、藤本議員の発言を許します。

藤本議員。

~~~~~  
7番（藤本） おはようございます。7番、藤本でございます。

私の質問は本日は3点でございますが、簡単明瞭、要点を含めたものでやらせていただきます。

まず1問目として、町民夏祭りについてということで、本年7月28日に行われた夏祭りは大変好評であったと思います。夏祭りに至るまでの経緯は、簡単に言えばロンドンオリンピックに出場する、なでしこジャパンを応援するという大義名分で町民夏祭りを行おうということであったように思います。

そこで、なでしこジャパン絡みの試合が夏祭り予定日にタイムリーにあることは無理があるので、内容は変わると思うが、毎年夏祭りの計画を検討されてはどうかということがまず1問目でございます。

続きまして、2 問目、町民が明るくなれるような話題を提供したい。さきのロンドンオリンピックの女子サッカー競技で、なでしこジャパンは世界の強豪を相手に堂々の銀メダルを獲得しました。この名誉をたたえ、なでしこジャパンのメンバーを招待されることを提案します。この質問に関してはできるできないで簡単に話ができるのではないかと思います。ということでございます。

そして、3 番目の質問になりますが、おでかけ号についてでございます。おでかけ号の現時点での乗車率から今後の運行計画をどのように考えるかという問いでございますが、この乗車率に関しましては、さきの9月3日に行われました全員協議会において具体的な数値で示していただくことができましたので、再質問では今後の運行計画を中心に問いたいと思います。

以上、3 点の問題でございますが、一問一答方式で行わせていただきます。執行部のほうも簡単明瞭に、せっかく傍聴に来られている方もいらっしゃいますので、わかりやすい回答でお願いしたいと思います。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） わかりやすい質問をありがとうございます。

藤本議員の3つの質問のうち、1番目の町民夏祭りについてと、2番目の町民が明るくなれるような話題を提供の御質問は私から、そして3番目のおでかけ号についての御質問は企画財政課長から答弁をさせます。

去る7月28日、土曜日の午後から夜にかけてまして、町民夏祭りを開催いたしました。延べ2,500人の町民の皆さんが会場の町民グラウンドを訪れ、ロンドンオリンピックでのなでしこジャパン・スウェーデン戦を応援しながら、たくさんの夜店も楽しまれ、議員御指摘のように、各方面から評価をいただきました。

本事業の発端は、昨年のなでしこジャパンへの国民栄誉賞副賞として熊野の化粧筆が選ばれ、ことしに入って選手を招いてイベントを行い、そして今回のオリンピックには熊野町の中学生2人が筆大使としてイギリスに渡り、この試合を観戦いたしましたので、熊野町におきましても町民全体で応援しようとの企画になったものです。そして、6月

議会において補正予算を御承認いただき、NPO法人への補助金として支出をしております。

今回、夏祭りを行うことによってスポーツへの関心を盛り上げる場、そしてそれを介して住民間の親睦を図る場、そして家族で気軽に出かける夏の楽しみの場、また公益団体の収入確保の場といった成果があったと考えております。

しかしながら、夏の時期は坊主山サマーナイト、あるいは各地区での盆踊りなど、多くの行事が重なるのも事実でございます。これらの行事との調整、あるいは予算面の再精査、一体どれぐらいかかったかなど、いま一度事業を実施するかどうかについて検討課題とさせていただきたいと考えております。

続いて、2番目の町民が明るくなれるような話題を提供するの御質問ですが、御承知のとおり、女子サッカーなでしこジャパンがロンドンオリンピックで大変健闘され、銀メダルを獲得されました。本町におきましてもまことに喜ばしいことであると考えております。

そのなでしこジャパンの選手の招聘につきましては、ことし2月になでしこジャパンのメンバーをお呼びした際、当初来町される予定であった岩清水選手がけがにより来れなくなったことから、おわびを兼ねて熊野町を訪れたいというお気持ちであることをお聞きしております。したがいまして、条件等が合えば、日テレベレーザ所属の岩清水選手、そしてもう一人おられる坂口選手のお二人を招聘すべく、現在交渉している段階でございます。その時期でございますが、年内にはスケジュールの調整が困難であることから、年が明け、できれば来年の春までにはお呼びできればと考えております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 民法企画財政課長。

~~~~~  
企画財政課長（民法） 藤本議員のおでかけ号についての御質問にお答えいたします。

現在、生活福祉交通おでかけ号は、町内を東部地域、中央地域、西部地域の3つの地域に区分し、その地域ごとにルートを決めて試験運行をしております。8月末現在の利用状況といたしまして、1便当たりの平均利用者数は、東部地域では1.9人、中央地域では5.0人、西部地域では4.5人でございます。また、地域ごとに若干の差はございますが、おおむね7割の方が午前中の便を利用されておられます。このような状況の

中、これまでの利用状況や、8月20日から約1カ月間実施する利用者へのアンケートをもととし、運行ルートや頻度などについて中途段階の検証を行っているところです。

町といたしましては、運行について御助言をいただいている大学教授からの提言等を踏まえて検討し、運行計画を修正する必要があるればこれを修正し、住民への周知等を踏まえて10月以降、運行を見直すこととし、修正の必要がなければ現状を継続しようと考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） まず1点目、夏祭りについてですが、そうですね、確かに呉地のほうでも夏祭りもありますし、坊主山サマーナイトもありますが、しかし、あの場で結構長い時間、町の職員の方とも一緒に座って見ている中で、結構入れかわり立ちかわり、ほんと2,500人というか、もっと来られたんじゃないかというぐらいたくさん家族が来られていました。

そうした中で、確かにサマーナイトとか地元のお祭りとかはやってるとは思うんですけど、あれだけ大規模な形でやられますと、やっぱり子供を連れて屋台を見にいってみようとか、孫を連れて行ってみようとか、そんな方が随分多かったように感じているんです。

もちろん地元の独特の盆踊りとか、そういうお祭りはもちろん大切なことではありますけど、考えてみますと熊野町はやはりスポーツの町といいますか、例えば2月の駅伝であるとか、今度10月に行われる町民運動会であるとか、運動に関しては結構派手なというか、やられてるような気がするんですが、こういうお祭りとかいう分に関しては、もちろん筆祭りとかいろいろありますけど、こういう町民の方が遠慮なしに集まれる場というのがあっていいんじゃないのかなと。そして、先ほど町長がおっしゃられたように、費用の面とかいろんな部分があるかと思うんですが、これはもっともっと前広に行って、地元企業に参画してもらうのにお金をいただくとか、何かそういう何かのことで町丸出しの予算でなく、そうでないものを使って運営するという方法をお考えいただいたらどうかと思うわけですが。

確かに本当にあそこの場へずっというて、ほんと何かすごいなと、この世代間というか、

小学校もおれば幼稚園もおる。おじいちゃんもおればおばあちゃんもおる。すごく楽しい雰囲気で行われてたというのは、これ町長もずっとおられたんで御存じと思いますが、そうした中で、ぜひともサッカーは無理かとは思いますが、何かそのとき言ったかと思いますが花火とか、そういうものを使ってでも町民の方がもっともっと遠慮なしに集まれるようなものを考えていただきたいと思います。

まず夏祭りのことでお尋ねします。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） 確かに私もほとんどおりました。大変盛り上がっているのは肌で感じております。できればああいう祭りもいいというのは感想として持っておりますので、具体的にはNPO法人がどの程度、実施主体は形式にはNPO法人となりますので、職員のやっぱり負担ということも考える必要もあるし、そういった問題がありますが、精査をして、実施するんなら各地区の夏祭りが終わって、坊主山サマーナイトが終わった後ぐらいが適当ではないかと。各種の盆踊りの前、坊主山サマーナイトが終わって盆の前のその間の土曜日ぐらいがいいんじゃないかということも少し私は考えております。もう少し前向きに検討しますので、そういうことで答弁といたします。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） ありがとうございました。

職員の方は、藤本がまた仕事をたくさん持ってきたなというふうにお感じかもわかりませんが、でもあのときの雰囲気を職員の皆様方も思い出してください。非常に楽しく皆さんが過ごされていたということ。皆さんも恐らく肌で感じていると思いますので、ぜひ前向きな話で行けるように、職員の方ももろ手を挙げて賛成というのはなかなかと思いますが、ぜひとも賛同していただいて、御協力いただければとこのように思います。

続きまして、なでしこジャパン、そうですね、岩清水梓選手、おいでになられる予定でしたけど、故障ということで来られなかったということなんですが、今回のオリンピックに関連する以前から、こうして熊野町と深いつながりができて、おいでいただくこともできるかと思っておりますので、ぜひ来年の春までで結構でございますので、オリンピッ

クに参加された選手を呼んでいただいて、またサッカー教室とかいろんなことをやって、サッカーだけじゃなくて、小学生、中学生が喜べる、要はその小学生、中学生を連れてくることはやっぱり保護者でもあるわけですから、要は町民が喜べるような明るい話題を提供するというのを、余り金のかからないような形でやっていただければと思います。

オリンピックで銀メダルをとられたということで、結構お一人来ていただくだけでも何十万も、合わせていけば百万ぐらい軽く超えるかもわかりませんが、それはそれで保護者を含めて町民が喜べることかと思うので、ぜひともやっていただきたいということで、今の夏祭りとしてサッカーに関しては答弁は結構でございます。

続いて、一番これ大きな問題になるかと思うんですけど、おでかけ号についてですけど、さきの全員協議会でお示しいただいた数字ですけど、東部、中央、西部といたしておりますが、西部、確かに1便当たりの平均利用者数が少ないというふうには感じました、この数字を見れば。しかしながら2.5回の運行ですかね、実際に。西部も確か2.5回ですか。ああ中央か、中央ですね、失礼しました。西部が全く2回ですか。それで行けば、乗車率で行けば当然こうなるわけですし、これはもう仕方がないというところでございますが。

できれば東部あたりのことを考えれば、東部の今走っている路線の中での人口とか世帯数とか、そういうことも考えていただきたいと。なぜならやっぱり人口の少ないところはたくさん乗るわけではないんですよ。当たり前なことなんです。だけどこれを見ると東部地区は220名も利用してるんですよ。1台当たりの平均乗車率でいえば1.9かもわかりませんが、220人も利用されてるんですよ。そのことから言えば、やっぱりこれは続けるべきであると。

じゃあ中央と西部はそれでいいんかということになりますが、僕はこの状態で、これで十分かと思うんですが、要は東部が少ないからとかそういうのじゃなくて、要するに220名、481名、326名、この方が利用されていることを考えてみれば、これは継続すべき事業ではないかと。

もう原資はあったわけですから、その原資の中で行われてるんで、じゃあ次をどうするかということになるかと思うんですが、その次の予算とか、そういう部分は町としてどのようにお考えなのか、そこを教えていただきたいと。

~~~~~

議長（馬上） 内田総務部長。

総務部長（内田） おでかけ号の今後の方針ということでございますが、議員御指摘のとおり現在の乗車率、ある程度の需要実績が上がっていると思います。その中で今後の状況につきましては、やはり半年間の今回試行ということでございますので、全体的なものを見させていただきながら、また議会の皆様とも御相談をさせていただきながら、今後の実行につきましては検討させていただきたいとは考えています。

また、今後実行するというのであれば、また現在実行している形態ですが、地域福祉基金という基金が現在熊野町には積み立てられております。この基金を活用させていただきながらやっていく形になろうと思っております。

以上でございます。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） 先ほどのお話でいけば、ひょっとしたらこのまま続くんじゃないかなというふうに理解できたような気がするんですけど、どうか。そこでにこっと笑われると非常に辛いんですけど。

やっぱりいろんな方とお会いしていろいろ話を聞きますけど、これは不要だとは誰も言いません。これはいいことをしてくれたねって、そういう声しかないんですよ、実際に。先般の全協の中で広電との関係という部分も若干話が出てましたが、私はこの広電との関係も、これは町長を初め執行部の方のこれからの広電との交渉というか、人間関係も含めてやっていくもんであるべきで、これはやっぱり広電もあって共存共栄のできるようなルートづくりをもう一つ考えていただく。

それから、今の実証、本当はこれアンケートの回答は9月8日までじゃなかったんですかね。僕それに対して質問しようと思っていろいろ整理してたんですけど、まだ1カ月アンケートの期間をとかいうことを先ほどおっしゃられたんで、ちょっとこれ質問したいところが消えてしまいそうなんですけど、このアンケートの状況、現状はどうなんですか。それを言うてみてください。

議長（馬上） 西村総務部調整監。

総務部調整監（西村） 議員御質問のアンケートでございますが、現在、アンケートの集まっている数が少ないものでございまして、1週間延長させていただきたくこととさせていただきます。現在、持っていますのが東部地域で21、中央地域で11、西部地域で11、これだけしか今のところ集まっておりませんので、1週間延長させていただいております。

以上でございます。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） アンケートの内容が難し過ぎるんじゃないですか。もっと答えやすいような形で。まあまあお考えいただいてアンケートをつくってると思いますけど、もっともっと簡単に、要るか要らんか程度でもええんでやって、早急にまた教えてください。そうせんと、きょうちょっと質問が何か腰砕けになりそうなんですけど。

今後、費用の面とかいろんな部分も出てきますけど、これは本当に喜んでるのは事実なんですから、いろんなお声はあるかと思えますけど、やっぱり前に進めて続けていられることをぜひともお願いしたい。そうしたことによって、例えば今無料ですからそうなんですけど、じゃあ有料にすればという話でありましたけど、それはバス停とかいろいろ道路運送上の契約とか、法律があるので難しいとかいうことも出てますが、やっぱりこういう運送形態をとる中で、やはりもっと過疎地であるところはオンデマンドのタクシーとか、そういうものを考えられているわけで、どうにも予算とかいろんな部分ができない場合、オンデマンドと、それとプラスして一部有料、一部無料という形とか、いろんな考えができると思うんです。ただ単にこれは乗車率が悪いから廃止をとるか、これはこの部分は続けようねとか、そうじゃなくて、そういうオンデマンドも含めたもので、要は何らかの形で継続するというのを考えていただきたい。乗車率が悪いからぱすっとやめるんじゃないという形。そこまでをお考えいただきたいというふうに思いますが、済みません。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） 藤本議員の御質問でございますが、今の運行状況、私も大変悪くないと考えております。この運行状況で試験運行だけで終わるとするのは、これは町民の皆さんは納得されないと思うんです。大変便利だから存続してくれとか、こういう声は私にも届いております。

利用状況が悪いとか、便数が少ないとか、小さい問題はあるんですが、おおむねこの福祉バス、好評であると感じておりますので、オンデマンドとかいろいろ今御質問出ましたが、そういうことはしばらくは考えずに、この運行を来年度、本格運行に向けて検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~  
7番（藤本） 今の福祉バスに関しましては、私も昔旅行会社に勤めてまして思うことは、やはり人口のないところでは利用率が少ない、当たり前なこと、例えばディズニーあたり、USJあたりにしても、やっぱり人口が密集しているところにああいうものができれば幾らでもリピートして返ってきて、人口が利用率を埋めてくれる。けどシーガイアとか、ハウステンボスみたいにもともと人口の少ないところにつくったものは、リピートしてくる客がないから、衰退してつぶれると。こういう形が当たり前のことなんですよ。

そうして考えてみますと、東部地区が1.9であるということでありまして、それでも220名乗ってるということを考えれば、人口が少ないところでそれだけ、世帯数が少ないところでそれだけ利用されているということ、十分理解していただいて、とにかく存続できる方向で、先ほど町長も何とか頑張ってみたいということをおっしゃられたんで、そのことを期待と言いましては大変失礼ですけど、お願いしまして、本日の質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 以上で藤本議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は11時15分です。

(休憩 11時00分)

(再開 11時15分)

議長(馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、4番、民法議員の発言を許します。

民法議員。

4番(民法) おはようございます、皆さん。

4番、民法でございます。私はこのたび道垣内交差点の改良計画と本町における小・中学校のいじめ問題の2点、通告書に従いまして、町長、教育長に一括方式で御質問をいたします。

まず1点目は道垣内交差点の改良計画ですが、昨年9月の定例会で御質問をさせていただきましたところ、早急に11月には仮歩道を設置していただき、大変ありがとうございました。歩行者の通行は安全で便利になり、住民からは大変喜ばれています。しかし、馬橋まではまだまだ危険で、注意喚起の看板だけでは相変わらず危険な状態のままです。

昨年の答弁では、今年度から県により測量調査に基づき、用地及び物件補償の交渉を行う予定であり、早期の工事着手を目指しているという説明をいただきましたが、今年度ももうすぐ半年を経過いたしますが、現状は全く変わっておりません。

道路の改良は進みませんが、町内の交通量は年々ふえているように思います。特に朝の通勤通学時間帯には、呉地方面からの車両がかなり渋滞しており、交差点付近は県と町が既に用地を取得したと伺っておりますが、回収したところからでも工事は着手できないのでしょうか。

現在、出来庭南部では県道瀬野呉線バイパス工事が行われていますが、道垣内交差点の改良はいつになったら始まるのでしょうか。現在の進捗状況と今後の計画、それから県との協力体制はどのようになっているかなど、具体的に御説明をお願いいたします。

次に、2点目ですが、昨年10月に起きた大津市のいじめ事件が半年以上たって全国的に大きな問題となっており、事件発生前後の中学校や大津市教育委員会の対応がいろいろと議論されております。いじめ問題は全国各地の学校で発生しており、6月には広島安佐南区の中学校でも起きて、加害者は先月逮捕されました。最近は新聞を開くとい

じめ問題の記事が掲載されていない日はないように思います。こうしたいじめ事件が報道されたときの学校や教育委員会の答弁は、全国どこでも同じような状況で、学校は事件が起こるまで全くいじめに対する状況を把握してなく、事件が起きてからもいじめが原因だと特定していない。生徒間のアンケートから状況を確認してなどといったことを感じます。

大津市のいじめ問題を受け、この7月には文部科学大臣が学校教育委員会の皆様へと談話が発表されています。その中には、いじめは決して許されないことですが、どの学校でも、どの子供にも起こり得るものであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応しなければなりませんと言われていています。最近の子供たちの間では、いじめられ役というのがいるようですが、それも小さいいじめの始まりではないかと思えます。当然、本町の小・中学校においても、以前から大なり小なりのいじめはあるものと推測いたします。

そこで本町の小・中学校におけるいじめによる暴力事件の発生、いじめによる不登校、児童・生徒へのアンケート調査など状況の把握、またいじめ問題に対する学校や教育委員会の対応はどのように行っているかお尋ねをいたします。

以上、2点につきましての答弁をよろしく申し上げます。

~~~~~

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 民法議員の2つの御質問のうち、1番目の道垣内交差点の改良計画についての質問は私から、2番目の町内小・中学校におけるいじめ問題についての御質問は教育長からお答え申し上げます。

道垣内交差点の改良計画につきましては、県が工事に着手されるまでの間、交差点付近を通行する歩行者の安全に資するよう、昨年度に県の許可をいただき、事業用地内に臨時で歩行者用の道路を設置しているところであります。また、これまでも県に対しまして交差点の早期整備を要望してまいりましたが、この秋以降に一部工事に着手される予定と伺っており、今後も順次工事を推進していただくよう鋭意働きかけてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、建設部次長から答弁をさせます。

以上でございます。

議長（馬上） 森本建設部次長。

建設部次長（森本） 民法議員の道垣内交差点の進捗状況についての御質問にお答えをいたします。

道垣内交差点の改良事業の進捗状況につきましては、県及び町が協力し、関係者の皆様の諸事情にも配慮しながら、条件が満たされた箇所から順次、用地取得の手続きを行っており、平成24年8月末時点の用地取得は、面積ベースで約85%となっております。また、県では残る15件の関係者の皆様の事業への御理解と御協力を得られるよう、鋭意、用地及び物件補償の交渉を進められているところでございます。

次に、工事につきましては、県道矢野安浦線が横断する土路川部分におきまして、この秋以降にボックスカルバートの設置が着手される予定と伺っております。町といたしましても、県からの事業の協力要請には積極的に対応し、一日も早く交差点改良事業が完了するよう取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（馬上） 林教育長。

教育長（林） 民法議員の町内小・中学校におけるいじめ問題についての質問にお答えいたします。

平成24年度熊野町におけるいじめ事案の発生件数は、小学校で2件、中学校で2件を把握しております。いずれもいじめ事案の認知後、各学校で早急対応を行い、加害者と被害者への指導及び双方の保護者への対応を終了し、継続的な観察を実施しております。

いじめ問題に対する基本姿勢といたしましては、いじめは人間として絶対に許されないという強い認識と、いじめはどの学校でもどの子にも起こり得るという危機意識及び、いじめられている子供を最後まで守り抜くという強い信念を持つことが必要であると考えております。このことにつきましては、毎月実施しております校長会、教頭会で確認しているところです。先日も、教頭会で問題行動があった場合の対応について、具体的

な指導を実施いたしました。

以上でございます。

議長（馬上） 民法議員。

4番（民法） いろいろありがとうございます。

まず道垣内交差点ですが、この秋以降に一部着手されるということで、徐々にではありますけど動いているのが確認できて、少し安心をいたしました。着手するという事は、当然改良計画の図面はでき上がっているものですが、先ほど言われたように80%の用地取得では、肝心の道垣内交差点の着手というのはできないわけですか。また、粘り強く交渉しても全部の用地取得が難しい場合は計画を修正するなどして、県とこれまで以上の協力体制をもってより早く道垣内交差点、着手できるように働きかけていただきたいと思います。

ところで、町は道垣内交差点の通過車両、交通車両台数を確認されたことはございますか。交通安全運動期間に街頭キャンペーンなどをされているので、少しは見られているかとは思いますが、南北方面の車が大変多くなっております。県道が混雑すれば、当然旧道のほうに迂回してくる車も大変多くなっているわけで、旧道は今まさに危険な状況となっているわけでございます。馬橋方面への町道は、町が独自に交差点付近と朝夕混雑する馬橋T路地までの改良など、できることから早急に整備を取り組んでいくということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、それから気になるのがドライバーの運転マナーでございます。もっと交通安全喚起を行ったらどうかと思います。例えば、今馬橋までの白線は引いてありますけど、その歩行者用として、例えば青色舗装にするということが、大きな事故が発生しないうち、何らか講じていただきたいと。車が青色に舗装していると、もちろん歩行者用専用として車も気をつけて通るのではなからうかと思えます。朝方小学校の子供たちが、雨降りは特に傘を持って車をよけて通る姿をたびたび見っていますが、大変危険な場所でございますので、より早い工事に着手していただけますようお願いを申し上げたいと思います。

次に、いじめの問題でございますが、やはり先ほど教育長が言われたように、小学校、中学校でも何件かのいじめがあるという事案が発生しているのが確認できました。今、

保護者の方は勉強も大事だけど、我が子が学校で大変いじめられているんじゃないかということをご心配されているようでございます。しかし、学校側はどの程度でいじめと認識をしているのでしょうか。

大事なことは児童・生徒へ、先ほど申されたようにいじめは人間として許されないという認識を持たせ、いじめを犯罪と教えることが大事でございます。いじめ問題も早期発見、早期対応が必要で、日ごろから担任がクラスの状況を十分把握し、児童・生徒への対話、保護者との意見交換などが必要ではなからうかと思っております。同時に被害者だけでなく、加害者両方にいろいろな指導を行っていくことも大変重要なことではなからうかと思っております。また、全校児童、生徒へのいじめアンケートを毎月実施するなど、子供たちの声を吸い上げてほしいと思っております。

教育委員会としてはいじめと認識をしなくても、その学校になじめない子供たちには、児童・生徒への転校などを柔軟に対応などされているのでしょうか。今以上に児童・生徒の生活指導に力を入れるとともに、先日文部科学省が発表した、いじめ相談員などの配置を検討してみたらどうかをお願いしたいと思っております。

町長におかれましては、学校及び教育委員会による隠蔽体質はないか、学校と教育委員会、連携・報告を密にしているか、また保護者や地域の声を聞いているかなど、小・中学校の状況を十分把握してもらいたいと思っております。

以上の点につきまして、もう少し詳しくお願いいたします。

~~~~~

議長（馬上） 森本建設部次長。

~~~~~

建設部次長（森本） まず1点目の計画図面のことでございます。既に完成しております。計画図面についてはございます。

それで、交差点の用地交渉が85%では部分的でもできないかという御質問でございますが、交差点におきましては物件補償がございます。家がございまして家を立ち退いていただくのに壊さなければならぬし、それを出て行って壊していただくということになれば、1年余りの時間が必要だと考えます。

県におかれましては、平成26年度に取りつけ道80メートルについて着手予定と伺っております。

今度は交通量調査ということでございますが、交通量調査が平成23年3月に実施を

されております。特にピーク時、午前7時30分から8時30分の間に流入する車が196台、馬橋方面へですね。出ていく車が253台と、議員御指摘のように大変多くの車両が道路を通行しているわけでございます。ですから、そういう車等の動きについては把握してございます。

次に、馬橋までの改良工事ということですが、先ほどお答えいたしましたように、平成26年度着手を目標に、今用地交渉並びに物件移転補償ということをやらせていただいております。

最後にカラー舗装ということでございますが、先ほど申しましたように非常に多くの車がピーク時には、小学校登校時には行き交っております。町道城上垣内線ということなんですが、近隣市町に施行事例がございますので、関係市町村、また公安委員会と意見を参考にして、効果等を確認し、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~

教育部長（藤森） いじめにつきましては、民法議員の御指摘のとおり、早期に発見して、正しい対応をする、これが非常に大切なことだろうというふうに思っております。

先ほど御意見として出されましたアンケートですが、毎月がいいのか、どういう形でやっていくのがいいのか、いろいろな検討があると思いますが、これは学校と相談しながら、有効な手段だろうと思っておりますので、進めていきたいと思っております。

そのほかに、学校のほうではまず心の相談室ということで、校長、それから養護教員が窓口となりまして、子供たちの相談、そういうものに乗れる。もちろん親御さんでも構いませんけど、乗れるという体制を準備しております。そのほか、スクールカウンセラーを各学校に配置しております。これもやはり相談を受けるということでは有効ではないかと。

また、中学校ですけれども、これはそれぞれの学校に生徒指導相談員という形で生徒指導、もちろんいじめも含めまして、生徒全体の生活についてという相談、また指導、そういうことが行えるような形で配置しております。これらを有効に進めながらいじめには対処していきたい、また早期発見に努めたいというふうに思っております。

それから、もう一つ、いじめに限らずということですが、いろんな形で同じ学校にこ

のまま続けていくのが難しくなったというようなことがある場合に、教育委員会がどう
いう対応をするかということですが、確かにただ学校をかわるということは非常に大変
な決断でもあるということだろうと思います、確かに。その中で保護者、それから校
長先生、いろんな形で話をされ、校長のほうから恐らくどうしてもかわるしかないん
ではないかという相談があれば、教育委員会としても柔軟に対応したいとそういうふう
に思っております。

以上でございます。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） 町長としてどう考えるかという問題でございますが、いじめ問題、教育
委員会だけの問題ではございません。町全体の問題と認識しております。大津の事件、
いろいろ発信しておりますが、やはり市町村長といたしまして、私も教育委員会と連携
を密にしながらこの問題に取り組む、あるいは関心を持って臨みたいと考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 民法議員。

4番（民法） いろいろと御答弁のほうありがとうございました。

道垣内交差点でございますが、計画を修正するということはまず無理ということでご
ざいますので、今まで以上に粘り強い交渉を持って、ぜひとも26年度には早く着工で
きるように進めていただきたいと思います。住民の方というか、そこを通られる方は大変、
まだかまだかと待っておられますので、ひとつよろしく願いいたします。

もう1点、教育でございますが、きょうの毎日のような新聞、そしてテレビなどでい
じめの問題を大きく取り上げているわけでございますが、まだ我が町には大きな事件は
起こってません。大きな事件が起こらないうちに、小さいうちから何とか大きな事件に、
事故につながらないようにこれからもよろしく願いしたいと思います。

この夏、ロンドンオリンピックで日本がメダルをとるたびに大変盛り上がりました。
なでしこジャパンも期待に沿って銀メダルをとって、大変我が町も盛り上がったわけ
でございますが、史上最高のメダルをとった日本の選手の活躍は、我が国民に大きな感動

と夢を与えていただきました。熊野の子供たちもこれからいろいろな分野で日本を担う希望の星、また大きな宝でございます。

本町は、平成11年に県内で初めて教育の町を宣言して13年が経過いたします。今後子供たちが安全で安心して暮らせる我が町、伸び伸びと成長する熊野っ子となるよう、道路整備などのハード面、また教育環境の向上などソフト面の充実に、これまで以上力を入れていっていただきたいと思っております。

学校の管理運営の権限は教育委員会となっていることもあり、大津市の例で、市長の介入が遅過ぎたと思っております。本町においては町長がこれまで以上にリーダーシップをとって、子供たちが筆の都熊野で住んで学んでよかったと思える、我がふるさとを誇りに思えるまちづくりを進めていただくことをお願い申し上げ、私の質問を終えたいと思っております。ありがとうございました。

~~~~~

議長（馬上） 以上で民法議員の質問を終わります。

続いて10番、山野議員の発言を許します。

山野議員。

~~~~~

10番（山野） 10番、山野でございます。2点について御質問いたします。簡単明瞭で御答弁のほどよろしくお願いいたします。

1点目につきましては、熊野団地にある西公民館の建てかえについてですけれども、熊野団地が昭和40年から43年にかけて第1期申し込み、第2期申し込みがあり、急激な人口増で第三小学校新築があり、住民の強い要望で昭和46年、西公民館が新築されました。あれからはや40年が経過。熊野団地の中心にあり、買い物や病院、銀行、郵便局等近くにあり、生活環境としては非常に便利な場所です。利用者も非常に多く、ユニークな活動で、常に全国レベルでの講座が開設され、昭和57年には文部大臣賞を受賞されております。その後、今日までも二度、三度と表彰され、幅広い活動をされておるのを大変喜んでおります。団地の住民にとりましては愛着があり、ここで育った子供たちはもう既に40歳、50歳になり、その子供や孫の時代になってもまだまだ大いに利用されております。

しかし、40年もたつと老朽化も激しく、3年前には雨漏りで屋根を修理し、トイレも一部洋式に改造、修理されました。高齢者、障害者には大変好評でしたが、また調理

室におけるボイラーもガスこんろも買いかえ、毎年メンテナンスに多大な町費を出費されております。また、今後は耐震の調査や補強工事などを考えると、新築の計画も必要ではないかと思えます。駐車場のスペースも、最近の車社会に対しましては非常に狭く、出庫の折、車同士の接触事故も多々あるようです。大きな行事をするときには第三小学校の運動場を開放していただいておりますが、ふだんの終日では特に講座が集中する曜日日には利用者が多く、車の出入りが激しく、職員が車の移動の指示に翻弄されております。

以上のような事情を考えますと、これからの修理、耐震の工事をするよりも、新築のほうが将来コスト的にはよいのではないかと考えております。町長の御答弁をお願いいたします。

続きまして2点目ですが、小学校の教室での冷房設備について、扇風機を設置してはいかがということですが、御存じのように、ことしの夏の猛暑は特に異常でした。今後の気象状況につきましても、地球温暖化によるエルニーニョ現象や世界各地における異常気象の状況から、年々温度はさらに上昇すると言われております。学校薬剤師は各校に一人配置されていると思えますが、その方々の児童の健康面、学校における生活環境について、ことしの報告はどのようにあったのでしょうか。どのような進言があったのか、それに対する教育委員会の対応はいかがだったのかをお尋ねしたいと思います。

学校薬剤師は各地域で学校環境の情報交換をされております。猛暑の中での授業のあり方などの調査もされていることと思えます。予算のこともありますが、最近の子供たちは家や塾、その他の場所ではクーラーが効いて過ごしております。夏の暑さにも負けない元気な子供になれと昔は言われておりましたが、熊野町では以前は今よりも温度が少し低かったと思えますし、涼しかったでしょう。環境もよかったから暑い日には毎日近くの川や池で水遊びをしたと思えます。しかし、現在は生活環境が随分悪くなりました。本当はクーラーが一番よいのですが、予算面等の妥協があって、せめて扇風機の設置はできないのでしょうか。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

以上です。

~~~~~  
議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

町長（三村） 山野議員の2つの御質問のうち、1番目の西公民館の建てかえについての質問は私から、2番目の小学校の教室で冷房装置に扇風機の設置の御質問については教育部長から答弁をさせます。

熊野西公民館につきましては、旧館は建築後41年、新館も32年を経過し、議員御指摘のとおり、老朽化や駐車場の不足が問題となっております。また、施設面では2階への移動が不便といったバリアフリー化も年来の課題でございます。公民館はあらゆる世代の学習機会を提供していく生涯学習の拠点でございます。住民のきずなを強め、世代間交流による地域発展のためにも、時代の要請に適應した形で建てかえを行いたいと考えており、できれば来年度、実施設計を行い、再来年度には工事に着手できるよう進めてまいりたいと考えております。また、建設する場所、機能等を含め、地域の御意見をお聞きする機会を設けたいと考えております。

詳細につきましては生涯学習課長に答弁をさせます。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 柴原生涯学習課長。

~~~~~

生涯学習課長（柴原） 山野議員の西公民館の建てかえについての御質問にお答えいたします。

西公民館は町内3公民館のうち最も西部に位置しておりまして、対応すべき課題もその時々に変化しながら、この地域の方々の学習と交流の場となってまいりました。主催事業、自主グループ活動ともに非常に盛んで、熊野町の生涯学習をリードする館として、町内各地域の方々からも利用がございました。そのために、議員御指摘のような駐車場で接触などトラブルも現実には起こっております。20台余りのスペースに対しまして、大人の方の7割から8割ぐらいは車での御来館ではないかと思われまして、利用者からの要望は多くがこの点を挙げておられます。

また、老朽化による支障といたしましては、雨漏り、ガス水道管の老朽化、床の剥離、空調のほか、照明や音響設備、またエレベーターなどバリアフリーの問題も出ております。

このような西公民館の状況を踏まえまして、今後新たな施設として学習室の種類、数、広さ、また備えるべき機能、駐車場、その他について検討をしてまいります。町長答弁

にございましたように、地域の皆様の声を伺いながら、本年度中に基本的な構想をまとめたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~

教育部長（藤森） 山野議員の小学校の教室に扇風機の設置についての質問にお答えいたします。

町内の小学校では周辺に高い建物がなく、窓を全開すれば風通しのよい教室が多い状態でございます。しかしながら建物の最上階や周辺の状況により、窓を開けておくことが難しかったり、風の通りが悪いと大変暑くなる教室もございます。町内の学校ではこのような教室の暑さ対策のために、一部扇風機を使っているところもございますが、ほとんどの教室には配置していない状態です。

本年度教育委員会では、7月5日から夏休みに入るまでの間、各学校を回り、授業中の教室の室温や子供たちの様子を観察いたしました。室温は28度未満の日が2日、28度以上の日が7日という結果になりました。特に30度を超えるという日は、そのうち2日ということになっております。

30度を超えるような教室では、授業に集中するにも限界があります。各学校では室内温度、湿度、それらを把握し、生徒の健康観察や体調把握の徹底、水筒の持参や保健室など涼しい部屋の確保などの対処を行っております。

さて、教室への扇風機の設置についてですが、当面は学校の児童・生徒の安全を守ることを最優先するものとし、27年度までに耐震化工事を完了するよう計画の前倒しを決定いたしました。そのために財源等を考慮し、扇風機の設置など学校の環境整備につきましては、耐震化の完了後に取り組みたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 山野議員。

~~~~~

10番（山野） 生涯学習課長さんは西公民館を最も利用されてた時代の方でいらっしゃって、中をよく御存じだと思います。本当に先日も私車を置いときましたら、しっか

りすられて、かなり傷ついたんですけど、どこにも言っていくところがなくて、やっぱり今車社会でかなり大きな車に乗ってらっしゃる方が多いので、それでぎりぎりのところでスペースですると、やっぱりそういう事故が多くなると思います。ぜひ建てかえ、25年、実施26年に建設予定というのをしていただきたいと思います。

また、住民の方の意見を聞くということで、確かにぜひ。やはり今の場所がよいのかと聞くと、今の場所がよいと言われるし、でもスペース的に言うと、そこじゃあちょっと大きな駐車場のスペースがとれない、違う場所がいいのかというのもいろいろ是非があると思いますので、聞いていただきたいと思います。また、利用講座、あるいは利用者の数、各部屋の規模、そういったものもぜひいろいろ集約されて、その中で状況調査をぜひされて、よい結果を出していただきたいと考えております。

そして、扇風機は27年度、耐震工事ができるまでは無理ということなんですけれども、その耐震工事なんですけれども、今子供の数は約3分の2、以前のピーク時に比べると減っております。今後もこの状況がふえることはないと思います。減ってもふえることはないと思います。そうするとその耐震工事の調査、あるいは設計、そして工事をするとかなりのお金がかかります。でも今実際にどれだけの教室が使われているのか。教室があるからたくさんいろんな用途を持って教室をやってらっしゃるんですけれども、本当に必要な教室はどこかということも、やっぱりもう一度見直す、長期的な学校の体制づくりといったものが今後必要なんじゃないかなと思います。

第三小学校も今300人ちょっとぐらいですよ。第二小学校も100人ちょっとというところで、それぞれの事情がありますので、第三小学校は北校舎をそういった面で、1階の部分に使っていたところだけを去年ですかね、結局新しく新築ということでやりました。そういった思い切った発想の転換といったところも要るんじゃないかと思います。ぜひとも長期的な設計計画といったものを考えてやっていただければと思います。

ちょっと御答弁いただきたいと思います。

~~~~~  
議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~  
教育部長（藤森） 議員おっしゃるとおり、学校で子供たちの数、大分ピーク時から比べるとかなり減っているというのは間違いございません。その中で教室は昔のままというような状況はあります。

実際のところ、一つは教え方も随分変わりました、一つのクラスを二つに分けて、習熟度別によくしっかりできる子、それから少しこれからちょっと基礎的なところから頑張らなきゃいけない子というのを、例えば分けて教室を運営したりというようなケースもございますので、必ずしも全て空き教室というような形ではございません。ただ実際のところ、過去に比べてそういうふうな形で余裕がある現実もございます。適切な配置、そういうものを考えながら、そういうコスト面を減少させるということも考えて、これから長期的な視点で進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

10番（山野） よろしく申し上げます。ありがとうございました。

議長（馬上） 以上で山野議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は13時30分です。

（休憩 12時08分）

（再開 13時30分）

議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、1番、沖田議員の発言を許します。

沖田議員。

1番（沖田） 1番、沖田です。私からは2点質問させていただきます。

まず1点目に公共施設の整備についてですが、町内の各公民館のトイレに洋式便器の増設をしていただきたいとの声を多数お聞きしております。西公民館においては2年前に増設しており、1階女性用トイレに洋式が2台、和式が2台、男性用に1台、2階女性用、男性用ともに洋式、和式が1台ずつ、また1階には身体障害者用の暖房便座つき洋式便器が1台設置してあります。

それに対し、町民会館においては1階女性用トイレに洋式が1台、和式が3台、男性用に洋式が1台、和式が1台、2階女性用に和式が4台、男性用に和式が2台のみで、1階には身体障害者用の暖房便座つき洋式便器が1台、2階には身体障害者用の洋式が

1台設置してあります。講堂横のトイレには幾つかの簡易式洋式便器が設置してありますが、ふだんは利用できず、利用者からはぐらぐらして不安定であり、安心して使用できないという声もあります。

東公民館においては、1階女性用トイレには和式が2台、男性用のトイレには和式が1台、2階女性用に洋式が1台、和式が1台、男性用に和式が1台あります。また、身体障害者用の暖房便座つき洋式便器は1階男性用トイレ内に設置してあります。

西公民館に洋式が5台あるのに対して、町民会館においては講堂横を除くと女性用、男性用ともに洋式は1台ずつしかありません。町の行事が最も多く、利用者も多い町民会館に洋式便器の増設を臨まれている方が大変多くいらっしゃいます。町としてはどのようにお考えでしょうか。

次に、熱中症対策についてですが、町内小・中学校の扇風機の設置状況と今後の対策については先ほど御答弁がありました。27年度の耐震工事終了後に取り組むとのことでしたが、教室内の温度が30度以上になる場所については早目に対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、尾道市ではこの夏に猛暑対策として、市内の小・中学校に水を霧吹き状に出すミストシャワーを導入しております。ミストシャワーとは、電気を使わず水道水を微細な霧状にして噴射し、その気化熱で周辺の気温を下げるものです。学校の玄関や渡り廊下などに、長さ約3メートルのシャワーつきパイプを取りつけ、屋外授業の合間や大休憩の後などに、その下を歩いて霧を浴び、気化熱で温度を下げられるようにするものです。

霧周辺の気温は二、三度低くなり、素早く蒸発するため体はぬれません。使用水量は1時間当たり2リットルから3リットルです。同市では2011年9月、体育大会の練習中に生徒12人が熱中症になり、病院へ搬送されております。東広島市においても、昨年度、中学校と幼稚園にホースタイプのものが設置されております。熊野町においても残暑厳しい中、運動会や体育祭の練習に生徒たちが汗を流しております。暑さのために体調を崩し、早退する生徒もいるとのことですので、熱中症対策のため、町内の小・中学校にミストシャワーの試験導入を検討していただけないでしょうか。

現在、熊野東中学校では既に試験導入され、体育祭の練習の合間に生徒たちに利用され、大変喜ばれていると伺っております。熊野中学校や小学校にも導入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

町長（三村） 沖田議員の2つの御質問のうち、1番目の公共施設の整備についての御質問は生涯学習課長から、2番目の熱中症対策についての御質問は教育部次長から答弁をさせます。

議長（馬上） 柴原生涯学習課長。

生涯学習課長（柴原） 沖田議員の公共施設の整備についての御質問にお答えします。

現在、町内各公民館のトイレは、いずれの館も洋式と和式、双方を備えております。和式の場合は年配の方や足腰の弱い方にとって使いにくさがあるため、洋式を希望されることが多いようです。一般の御家庭でも最近洋式の場合が多いと考えております。一方、公共の施設で洋式を使用するということに抵抗を感じられる方もあるということですので、和式、洋式の双方を整備するようにいたしております。

現状は、議員御指摘のように西公民館では半々、東公民館では和式がやや多くなっております。町民会館でもやや和式のほうが多くなっておりますけれども、今回、9月の補正予算にて講堂横のトイレを改修することにしております。これによって町民会館においては和式よりも洋式がやや多い状況となりまして、これまでよりも快適に御利用いただけるものと考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 三村教育部次長。

教育部次長（三村） 沖田議員の熱中症対策についての質問にお答えいたします。

近年の温暖化及び夏場の猛暑化への対応といたしまして、本年度、小・中学校普通教室の室温測定を実施しております。顕著な結果は見られませんが、建物の最上階や周辺の状況により、窓を開けておくことが難しい、あるいは風の通りが悪い教室は室温が高い状態にあります。各学校では保健室や風通しの悪い教室で床置き扇風機を置くなど

工夫をしておりますが、ほとんどの教室には配置していない状況でございます。

学校における熱中症対策では、中学校全生徒対象の熱中症予防教室や、中学校3年生対象の救急法講習会を実施いたしました。また、保健管理では各学校で簡易熱中症計での温度、湿度などの状況把握や、健康観察に係る校内研修、生徒の体調、各時間、場所の気温、風通しなどの情報交換や服装管理の徹底、テント常設による日陰の確保や緊急時用飲料、氷等の常備などの対応を行っております。

ミストシャワーの導入に関しましては、東中学校でクラブハウス付近に簡易な設備を試験導入いたしました。今後効果を検証したいと考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~

1番（沖田） 町民会館に際しましては、講堂横のトイレを改修していただけるのとこと、大変喜んでいただけたと思いますが、先ほども申しましたように、行事のないときには講堂前にはシャッターがおりておりまして、利用することができません。その点についてはいかがでしょうか。

~~~~~

議長（馬上） 柴原生涯学習課長。

~~~~~

生涯学習課長（柴原） 講堂横の楽屋のところには確かにコーンがありまして、それをふだんはバーといいますか、コーンとコーンの間にバーを渡すなどして通れないようにしておりますけれども、そのような御指摘があるということで、今後検討いたしまして、楽屋のところまでそういうバーをずらすというふうなこともございますので、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~

1番（沖田） せっかくなつくっていただけるのでありましたら、皆様が利用できるように検討させていただきたいと思います。

また、東公民館の女性トイレにおいては、なぜ1階ではなく2階に洋式を設置されているのでしょうか。高齢者の方には2階のトイレを使用するのには負担が多いと思いますが、いかがでしょうか。

議長（馬上） 柴原生涯学習課長。

生涯学習課長（柴原） 確かに洋式が1階ではなく2階にあるということで、町民会館の場合は洋式がゼロというのが2階になっておりまして、これは1階で洋式をとということで、従前ではないにしても納得のできるところでございますけれども、東公民館のほうは確かに御指摘のとおり洋式が下になくて上にあるという逆の現象が生じております。これが今御質問にありましたように、なぜそうなっているかというところについては、大変申しわけないんですが、なぜかというところについて今にわかにお答えができない状況でございます。

今後こういうことについて検討してまいる一つの大きな課題と考えておりますので、検討してまいろうと考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） やはり1階部分に洋式を設置していただきたいと思いますので、御検討のほどよろしく願いいたします。

また、東公民館においては男性用のトイレ内に身体障害者用の暖房便座つき洋式便器が設置されているのは、なぜなのでありましょうか。これでは女性は使いづらいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（馬上） 柴原生涯学習課長。

生涯学習課長（柴原） これも議員御指摘のとおりでございます、ニュートラルな形でいいですか、男性も女性も使えるというような形のつくりになってございません。確かに男性のほうに入っていくということに非常に抵抗を感じるいいですか、町民会

館の2階も障害者用のトイレもやはり同じようにある程度抵抗感を感じるということで、非常に不便だと思っております。どのような方法があるか、入り方、入り口をどのようにか工夫できないかということで、これから検討してこれもやはりまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~

1番（沖田） また西公民館には1階トイレにベビーチェアが設置してありますが、町民会館にはありません。親子を対象とした講座もあり、乳幼児とともに利用される方も多くいらっしゃいます。トイレ内に赤ちゃんのおむつがえ用のベビーシートとベビーチェアの設置をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

~~~~~

議長（馬上） 柴原生涯学習課長。

~~~~~

生涯学習課長（柴原） 西公民館の場合、相対的にといいますか、割と小さな方をお連れの方が早くからおいでになりましたので、早くからいろいろな手だてを講じていると思います。ベビーベッドが有りましたり、あるいはベビーチェアが有りましたりということで、いろいろな設備を講じて今までまいったのでございますけれども、町民会館も御指摘のとおりいろいろな講座を非常にふやしておりますして、小さな子供さん向けの講座もだんだんとふえておりますので、これも部内で相談をいたしまして、一番適当な方法ということで検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~

1番（沖田） また町民会館1階部分については、災害時における障害者、高齢者、妊産婦など、要援護者のための福祉避難所にも指定されており、施設の整備には早急に対応していただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

~~~~~

議長（馬上） 清代民生部長。

民生部長（清代） 福祉避難所の整備ということですが、これはトイレに関するものでしょうか。

トイレにつきましては、先ほど生涯学習課長が答えましたように、洋式化については検討をしていきたいということです。

あと避難所の施設については、また今回の9月補正で予算要求もさせていただいておりますが、避難所として必要な設備、備品については、別途予算を計上しております。

以上です。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） 公民館という場所は、先ほど町長からお話がありましたように、あらゆる年代の方が生涯学習のために利用される場所でもありますし、災害時には避難所になる場所でもあります。今回町民会館の講堂横のトイレを改修していただけたのですが、今後、またロビー側のほうも検討していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、熱中症対策についてですが、今回東中学校に試験導入していただいているということで、町内の熊野中学校や小学校に対しても検討していただくということですが、その他の暑さ対策として、アサガオやゴーヤなどのつる性の植物を窓辺に育てる緑のカーテンについては、小・中学校ではどのように取り組んでいるのでありましようか。

議長（馬上） 三村教育部次長。

教育部次長（三村） 緑のカーテンにつきましては、日陰をつくるという意味で効果があると考えられております。町内の小学校では全てではございませんが、1階部分、一部ゴーヤなどを植えて対応している学校もございます。

以上です。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） 緑のカーテンについては、子供たちの心をはぐくみながら暑さ対策もできますので、今後も検討していただければと思います。

気象庁によりますと、広島県の気温は30年前に比べて3度上昇しております。地球温暖化の影響もあり、今後も気温は上昇すると思われれます。体感温度が下がるだけでなく、リラックスを促す癒し効果もあるミストシャワーの導入を子供たちの体調管理のためにも早急をお願いをいたします。

これで私の質問を終わります。

議長（馬上） 以上で沖田議員の質問を終わります。

続いて、5番、荒瀧議員の発言を許します。

荒瀧議員。

5番（荒瀧） 荒瀧でございます。午後の時間になりまして、いろいろとお疲れだとは思いますが、もうしばらく質問させていただきたいと思っております。

私の質問は、去年の6月にも御質問申し上げたと思っておりますが、深原地区の造成のことでございます。そのときには安全性は大丈夫かと、ハザードマップにも入っているしという一面も言うておりましたんですが、今回、工事の進捗状況、そのあたりですね。あとは完了後は分譲して売られるというふうにお聞きをしております。その下に余分なことも書いておるんですが、実はこのたび湯崎知事も台北に行かれておられます。私ごとですが、この盆に私も台北へ息子と二人で行ってまいりました。

役場のパソコンはソニー製ですかね。富士通ですか。ちなみに愛媛大学の学生用のパソコン、ソニーなどはOEMでほとんど台湾でつくっております。西条のある企業は電気自動車、これは台北で作り出します。湯崎知事はもっともっと高位なレベルで行ってらっしゃるとは思いますが、随分親日家ではございますし、やはりアジア的な視点も持ちながら、結局連動しておるんです。特に熊野は筆の産地、地元で生産しているばかりではないわけですね。中国であり、今はどんどん東南アジアのほうにも出ていらっしゃると思っておりますが、そういう視点の中で、できれば分譲先は町内の方が望ましいとは思いますが、どういうふうにご考えてらっしゃるか。端的に、私は不可と、責任を

持った御答弁をいただきたいと思います。

責任というのはレスポンスビリティと言うらしいですが、けさも南田先生、御質問がございました。レスポンスというのはすごく反応がいいということですね。レスポンスのいい自動車というのはぶっと押したらぱっと出ます。だから責任のある行動をとっていただきたいと思っております。

以上です。

~~~~~

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 質問書の通告に従ってお答え申し上げます。

荒瀧議員の2つの御質問のうち、2番目の完了後の分譲計画についての御質問は私から、1番目の工事の進捗状況についての御質問は建設部長から答弁をさせます。

工事完成後の分譲計画につきましては、ことし8月に関係課長を集めプロジェクトチームを立ち上げさせたところでございます。今後、このプロジェクトチームを中心として、企業立地の動向調査、企業誘致に関する優遇措置等、販売に向けたセールス方法について協議を重ね、できるだけ早い時期に分譲体制を整備してまいりたいと考えております。

また、経済状況は先行き不透明であり、依然として大変厳しい状況と認識しておりますが、企業のニーズに合った土地整備、優遇措置等を実施し、深原地区町有地造成事業の完了と同時に開通する東広島呉自動車道等、良好な交通環境をPRし、販売活動を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 上馬場建設部長。

~~~~~

建設部長（上馬場） 荒瀧議員の1番目の工事の進捗状況ということの御質問にお答えいたします。

深原地区町有地造成事業の進捗状況でございますが、平成23年6月に、開発に必要な許認可事項全ての許可を得て、平成23年10月に契約を締結し、工事着手いたして

おります。現在の工事状況でございますが、造成工事は調整池及び砂防堰堤の防災工事につきましては、既に工事完了をいたしております。引き続き、流路工、のり面工、盛り土工事等を行っており、流路工におきましては65メートルを完了し、進捗率は10%。のり面工におきましては、8,000平方メートルを完了し、進捗率は60%、盛り土工におきましては6万立方メートルを完了し、進捗率は30%となっております。

また、トンネル工事につきましては、全長1.1キロメートルのうち300メートルを掘り終え、平成25年度末には開通見通しとなっており、計画どおり順調に進捗しております。

以上でございます。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） ありがとうございました。

それで、工事のほうも順調に進んでいただいております。案外、災害が起こりそうで、そうでなかったものですから、感謝をしておったりするところでございますけども、基準というのが県であれ、国の基準にのっとって工事をされてらっしゃるという御答弁が1年前にあったように思うんですけども、建築基準法の例で言えば、もう地震があるたびに変わるんです。多分この建物も増築しようと思ったらもうできんのです。絶縁をして、全然動きが違うように変えないと。多分造成工事の基準もその都度動きがあると。

せんだってもNHKのニュースにございましたが、深層崩壊というのが起こりよりますね、紀州半島。もう100メートルぐらい根こそぎすんと行くんですね。あの山は昔、何万年か前は太平洋の沖にあったらしいです、堆積物がずうりずりあの断層の間から運ばれてくるわけですね。だからここの土石流とはけたが違ような流れのようでございますが、よそのことはまあどうでもええと。このあたりは真砂土でございます。あっこは流紋岩とちょうどぶつかり合っている地層でございます。切られたのり面を見られたらわかると思うんですけど、白っぽいのが御影石、真砂ですね。黒っぽいのが流紋岩という、これかなり強い石です。この石とこれがぶつかることというのは大体鉾山があるところです。きららとって、初神、新宮には昔、例のチュウデイの陶芸に使う、白磁を使うトケイがとりよったはずです。金が出れば幸いなんです。

閑話休題でございますが、災害のことを申しますと、私らは親やおばあちゃん、おじ

いちゃんから聞かされとるわけですが、町長もいろいろ聞かれてらっしゃると思うんですけど、ここに郷土史研究会というのが出してございます熊野の昔話というか、記録話ですね。議員の先輩である藤河先生も書いてございますが、ちょうど今から67年前ですね、9月17日。もう敗戦をして、1945年8月15日敗戦をして、9月17にこのあたり相当な集中豪雨が来ております。これ御存じですか、町長。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） たしか枕崎台風ということで、存じ上げております。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） どんな被害状況であったかというのは御存じですか。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） 熊野町において、たしか死者が新宮地区で3名から4名と記憶しております。あの台風はどちらかといえば広島市の中心部、あるいはあの台風で一番ひどかったのは呉であると存じ上げております。約2,000名近い方が亡くなられておると認識しております。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） 質問内容をしとらんで申しわけないんですが、実はこの本を読まれたかと思うんですが、藤河先生も九死に一命を得とられます。馬が死にかけたと。流された。広島県の負傷者、死者は今言われるように2,500名。このあたり集中してると。2日間で244ミリ降っております。これは熊野町で今記録に残っておりますか、データの的には、集中豪雨の。

議長（馬上） 上馬場建設部長。

建設部長（上馬場） 大変申しわけないんですが、私としてはそれは認識してございません。

以上です。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） 観測史上初めてというようデータが出ますが、実はあったんだけど記録に残っとらただけなんです。だから先ほどちょっと温度が3度上がったという事例を出されましたけども、長い目で見たら上がったり下がったりしよるんです。このあたりも集中豪雨って来るんですよ、町長。このあたり土石流で流れて大事だったんです。

今、県道ができよりも、呉地の。あの土手が全部流れたんです。うちのおやじはおじと一緒にあの石組みを積み直して頑張ったようです。もう戦争には負けるし。仕事はなあけえこがんことでもしようかと。そして日暮らしをしながら、ただ大変ですよ、米がとれないんです。そんなしのいできた世代があるわけですね。敬老会もありましたけども、ああいう場面でいろんなことをお聞きになられながら、もしやこういう豪雨が降った場合は、今の造成工事、いかがでしょうかね。

議長（馬上） 上馬場建設部長。

建設部長（上馬場） 最近、議員がおっしゃるように、過去にも例があったのかもしれませんが、ゲリラ豪雨という考えられない集中豪雨があるということでございます。この造成地の安全対策につきましては、70年確率、100年確率、工事によってそういった違いがございますが、一応、今までにあったそういった範囲の雨量に対応できるという設計をもって工事を実施をしております。

それから、先ほど来ございました時代は、まだ山がほとんどはげ山というか、植林がされてなかったということもありまして、かなり熊野町の被害が甚大な被害につながったんじゃないかなというふうに私は感じております。

以上でございます。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） まさにそういうはげ山というの言い方もあるんですが、当時は木炭の時代でした。これはもう部長も十分わかっておられると思うんです。みんな山へ入りよったですね。それでまきをつくったり、炭をつくったりして。だからそれをはげ山と申すのか、手入れが入った山と申すのかはこれは価値観の話ですが。

実は今の紀州の話。杉なんかは植林したら、かえって大変なんです。杉って真っすぐ生えますから。広葉樹林とはまた違うわけですね。このあたり、非常に心配です。逃げられません。私どもの熊野のある土地でございますんで、何とか少しでもそういう災害に耐えられるような工事をぜひしていただいて、県との共同ということで今やってらっしゃいます。工事費が大体10億、いただいているデータですと8,000万、9,000万ぐらいの予定ですね。土地代、一体これ幾らかけてらっしゃいますか。

議長（馬上） 森本建設部次長。

建設部次長（森本） 今回この事業において買い足した面積、1万6,544平米。鑑定価格にいたしまして5,465万1,454円です。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） 済みません、この土地は前の段階から買っている土地がありますよね。それと足したら幾らになりますか。

議長（馬上） 森本建設部次長。

建設部次長（森本） 以前土地を買った値段というのが5億1,000万余り。ですから、これに足しますと5億6,500万円ということになります。

以上でございます。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） 公共事業の場合、金利負担というのがないというやり方でございますので、取得金額を分譲面積で割りましたら、次はその分譲計画のほうに入りますが、31万1,000円、2,000円。それは職員さんの経費やらもろもろ入ってなくて、コンサルの費用も入っておるんですかね、これ。取得価格、工事費のほうに入ってるんですか。

議長（馬上） 森本建設部次長。

建設部次長（森本） 工事費のほうに入っております。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） 32万円。坪ですよ。今、団地の住宅価格、坪幾らで出てらっしゃいますかね、町長、御存じですか。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） 詳細にはちょっと存じ上げておりません。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） 現在が多分20万、最終25万ぐらい出てても20万。平本町長の場合は不動産業なんかもされてたんで、感性は随分合ってるんじゃないかなと思うところがあるんですが。

非常に大変な単価です。普通の会社ですと、できたけえすぐ買うよという話はまずないんですね。事業計画が、熊野町でも10年計画というのを立てられますよね。今の御時世、不透明なという言い方をされますが、まさに成長の限界が来てる時代です。シャープなんか大変です。台北、台湾の鴻海がどうかと。ただ、いろいろ金融機関と今もめてらっしゃるんでしょう。余り向こうの独占になると。リーダーシップをとれなくなる

という。今日本の生き方が問われる。いいものはつくるんだけど売れない。こんな時代の中で、この坪単価。プロジェクトチームをつくられたというのは非常に聞こえはええんですが、さっき申しました責任感。一体これ売れなかった場合、だれが責任をとられるんですか。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） 売れるべく努力をしてみたいです。経済情勢が厳しいのはわかっておりますが、私としては大手に例えば1万5,000平米を全部売るのはではなく、町内商工業者で手狭であるが適当な土地がないと、こういった方々のためにも小分けして売っていきいたいという思いでいっぱいでございます。これを売ってもうけようとか、億の単位で設けるとかそういう発想ではございません。そういうことでございます。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） もうけというのは、今まず反対の発想です。いかに損をしないようにするかという発想だろうと思いますね。

ちょっと原点に戻ってみましょう。この造成工事どうやってできてきたかと。まず先ほど申された最初の土地用地、時間もありますのであれですが、多分最終処分場、いろいろな埋めるとか、もろもろあって、私も最初の町会議員になったときに、過去の資料を少し読んだんですが、頭が悪いんでよう理解できんかったですけども、それなりの理由で町が先行取得された土地のように思います。このあたり、町長、どういうふうな経緯の中で今の造成工事ができたか、もう一度教えていただきたいんですが。

議長（馬上） 上馬場建設部長。

建設部長（上馬場） 今回の造成事業、先ほど来お話がありました、当初不燃物最終処分場としてかなり前に町が取得して、山林であり、保安林であり、そういった形で町有地が遊休地となっていたという状況がまずございます。

それと、先ほどの御質問に関連しますが、今回の森本次長が申し上げましたように、

今回新たに造成事業を行うに当たり取得した用地費は5,000万少しということでございます。この用地費は国の補助対象として認めていただいた額でございます。残念ながら先行取得部分は新たな事業としては認められないということで、先行取得した約5億1,000万はその事業費の中には加わっておりません。これは議員が御指摘のとおり、それを含めた販売計画ということになれば、現状では少し無理な価格設定になるんじゃないかなというふうに私も感じております。

それから、この造成事業に至った経緯でございますが、まず県道工事の残土を利用して造成事業を行うという、県道事業と密接な関係にありますので、まず県道矢野安浦線のトンネル工事を含む整備につきましては、これは先ほど来申し上げておりますように、平成25年度末の東広島呉自動車道の全面開通にあわせて県道のほうは実施をされております。ですから、造成事業としましては単に開発を行うということが目的ではなくて、まず県道事業の推進に寄与すると。それから町有地の有効利用を図ると。それからもう1点、深原地区の振興を図ると。主にこの3点を大きな目的として事業実施に至っております。

また、今後実施予定の県道瀬野呉線バイパス、トンネル出口から公園のほうへつなぐ道路によりまして、現在の準工業地域やバイパスの周辺ですね。こういったものを一体化した振興策が今後は可能になるというふうに、連携させたそういった考え方を持って造成事業に取り組んでおります。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~  
5番（荒瀧） まさに私もそういう理解は持っておるところでございます。だれの事業といいながら、熊野にそういうバイパスをつくっていただくというのは感謝でございます。県にも随分御協力を申し上げておる事業かなと。

ただ、これで済ますわけにはいかないと。町長は県に顔が広いと。それは昔職員であったという人脈もあるのかもわかりませんが、逆もあるんですね。あるときにはしがらみという選挙もありましたが、しがらみも大事なときもあれば悪いときもあるんですね。同じ仲間同士の話になると、まあまあで済ます場合がある。

ただ、これはやっぱり町民の視点、最初の南田さんの視点ではないですが、やっぱり

そういう視点で襟を正して、こちらがギブギブギブだけではいけませんでしょうね。テイクがないとね。そのあたりの交渉は町長、どんなやり方をされてらっしゃいますか。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） ギブギブだけではございませんで、新道バイパスの1.1キロも昨年県は認めていただきました。これによって部長が答弁したように新宮地区、本当に開けた地域になります。

いろいろ先ほど申したとおりなんです、もう一つ加えれば、やはり新宮地区がいろいろかつての、私も町長になる前の話なんであれなんです、不法投棄の問題とか、そういった地域になっております。あそこに最終処分場を持ってくるということは、それらも含めて考えると新宮地区がごみ不法投棄、こういった地区になるのではないかという心配もございました。この残土を利用して整備することにより、そういった懸念がなくなると、開かれた地区になるという思いでこの事業を私は町長になってから推進しております。

県との関係においても非常に理解をしていただいております。ギブだけではありません。きららの砂防堰堤も認めていただきました。本年度、設計に入っております。道路もバイパスの設計も入っております。こういったぐあいにギブアンドテイクでお互いにやっておりますので、その点、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） さっきもある方のことでもありましたが、やっぱり人口の少ないエリアなんですね。だから重点を余り置く必要はないということはないかと思うんですが、私なりに取り上げますと、やっぱり平本町長の出身エリアでございます。そういう意味では呉地なんかは余り変わっらんのですね。やっぱり何かバランスが、昔は西高東低という言い方を平本さんはされてらっしゃったように思うんですが、その反対を今度は東に重点を置きたいというんで、スポーツセンターとかもろもろ出たような。結局平本さんが置かれた石の上をおさらいをされてらっしゃるようなレベルかなと。でもそれで町

民全体が不満を持たなければいいがなと。結局道ができて、その周辺がどういうふう
に開けていくか。

最近は逆に、私は30年はもう成長の限界は来てると思うんですね。今の団塊の世代
が一段落しませんと、30年、世の中、そうですよ。今から国民年金をもらっていらっ
しゃる方の月収は幾らだと思いますか、町長。

~~~~~

議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~

民生部長（清代） 国民年金の方は満額もらえば79万、細かい数字までちょっと把握
してないが79万余りだったと思います。月収、月に直せば6万5,000円ぐらいだ
と思います。

~~~~~

議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~

5番（荒瀧） 大変苦しい中生き抜いていらっしゃるんです。昔は筆の内職があったん
です。せんだっての御答弁の中にもありました、全協の中でね。2,500人ぐらい、
若い人も雇っていただいていると。ただ、これほとんどパートであろうと思います。パ
ートの職員さんの給料は多分10万円前後。非常に苦しい中で、ただ町はどんどんお金
は使える、使えるという。今回の交通の問題も1,000万円使われる。お金の3分の
1実施ですから、県と国から回ってくるにしても、町の基本的な財政は3分の1の税収
ですね。

そんな中で、結局さっき全力で責任を持ちますと言われましたが、大体公共事業の場
合、責任を誰も持たんのです。余り議論してもしょうがないです。みんなの無責任。た
だ、今回こういう事業を議会も承認をした。ただ承認するというのも結局全協で御説明
があって、予算にのった。予算の修正はようせん。通ったと。単なる、どういうんです
かね、まさに私らの力不足もありますが、非常に町全体の力を問われている。これ分譲
事業というのは町始まって以来の事業ですよ。道路をつくったり、公民館をつくったり、
みんなのためになるものならいいです。これつくっても、安く買ったらその企業はもう
かるだけです。もっと責任感を聞きたいんですが、いかがでしょうか。

~~~~~

議長（馬上） 町長。

町長（三村） 全ての事業は私の基本姿勢として、町民のためになるということを基本理念としておりまして、言うては何ですが、ええかげんな事業というのはやってるつもりはございません。確かに福祉バスは2,000万円かかりますが、これは議会の御質問もありましたし、町民の方の声でもあります。確かに3割実施ではありますが、その中で工夫しながらこの4年間、申し上げても申し上げないんですが、財政が悪化したとかそういう状況ではございません。地域福祉交通に今年度2,000万近く計上しておりますが、これによって財政の悪化、そして公債費がふえたとか、こういった事実ではございません。そこら辺のバランスはとりながら私はやっております。

それから、東部地区に力を入れ過ぎるといのは、やはり今まで一番開発がおくれていたと、いわゆる不法投棄の問題にしてもそうですが、こういった問題地区であってはならないという思いはありました。今後は呉地地区もしっかり見てまいりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） 福祉交通の分は例でございまして、今のこの10億、極端に言えば16億をかけてやる事業を職員のプロジェクトチーム、要は素人集団ですよ。それが幾ら調べてどうのこうのと知恵を出したところで、想定は非常に心寂しいものがあると思うんです。外部の専門家チームとかの連携はないんでしょうか。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） 造成事業の完了が1年半後でございます。一応外部に委託をするにしても、一応内部でどういった問題があるか、これを整理した上で外部に委託する場合も起こり得ます。ただ、いたずらに問題点を整理せずに外部に委託するというのは、これこそ予算の無駄遣いであると思っております。

以上でございます。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） これを最後にいたしますが、着工して1年、どうでしょう、何カ月たったんですかね。まだ問題点があると。非常に何か寂しいようでございます。それはもう着工以前からわかってる問題であり、工事しながら不特定なものが出たのであればあれですが、想定力というのが非常に問われます。早目に専門家の御意見をいただかれまして、できるだけ損をしないように、売るばかりが能じゃないかもわかりません。30年間持つておるとい手もありますので、御検討ください。

ありがとうございました。

議長（馬上） 以上で荒瀧議員の質問を終わります。

続いて、3番、時光議員の発言を許します。

時光議員。

3番（時光） 3番、時光でございます。

今回、私は一問一答方式で2点質問させていただきます。

まず1点目は防犯対策についての質問です。犯罪といっても、女性、老人に対するもの、車の盗難、空き巣等、さまざまな犯罪がありますが、今回は特に小・中学生をねらった犯罪を未然に防ぐ防犯に焦点を置いて質問させていただきます。

子供に対しては略奪、誘拐、監禁、強制、公然わいせつ、恐喝等、弱い立場をねらった犯罪があります。先日、広島市西区において、小学校6年生の女子が旅行かばんに押し込まれ、連れ去られた監禁事件が発生いたしました。まずこれらの犯罪に対し、基本的にどのような防犯対策をとっておられるか。また、今回の事件を受け、町内の小・中学校にどのような御指示を出されたかお答えください。

2点目は熊野町新宮地区における上水道未給水地区、そして下水道未整備地区の今後の計画についてです。

以上2点、御答弁のほどお願いします。

議長（馬上） 町長の発言を許します。

町長。

町長（三村） 時光議員の2つの御質問のうち、1番目の防犯対策についての質問は教育部長から、2番目の上下水道についての御質問のうち上水道未給水地区については水道課長から、下水道未整備地区については下水道課長からそれぞれ答弁をさせます。

以上でございます。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） 時光議員の防犯対策についての御質問にお答えいたします。

事故や事件から児童・生徒を守るため、学校では子供の発達段階に応じて防犯指導を実施しております。その中で、子供みずから自分の身は自分で守ることを意識させ、不審者による声かけに対し、指導内容を行動に移せるようふだんから訓練をしております。西区の事件につきましても、町内の学校に対応について指導したところでございます。

また、小学校1年生には防犯ブザーを貸与しております。さらに地域のボランティア団体の御協力をいただきまして、下校時の見守り活動、それからPTAの登校時の安全指導、そして役場に屋根に青い回転灯を設置しました車がございます。通称青パトと申しておりますけれども、この車によって定期安全パトロールを実施しております。

また、町内や近隣地域で危険な事案が発生した場合は、緊急メールサービスによって保護者の皆さん等、情報提供するようにしております。

以上でございます。

議長（馬上） 曾根水道課長。

水道課長（曾根） 時光議員の熊野町新宮地区における上水道未給水地区の今後の計画についての御質問にお答えします。

新宮地区の海上橋付近の県道瀬野呉線から南方向にかけて未給水地区があります。地元からの申請により整備を行ってきておりますが、区域が広いため、数年に分けて計画的に整備を行う予定でございます。

今年度は県道瀬野呉線から県道津江八本松線、現海上側会館付近までの約370メー

トルの配水管布設工事を行い、8軒の給水が可能となっております。今後も計画的に未給水地区の解消に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 中井下水道課長。

~~~~~

下水道課長（中井） 時光議員の新宮地区における下水道未整備地区の今後の計画についての御質問にお答えします。

本町の公共下水道事業は、昭和63年に着手し、全体計画では平成27年度完成を目標に普及促進を図っております。しかしながら、下水道整備の主な財源の一つである国からの交付金につきましては、平成22年度から減少傾向にあり、事業計画の縮小を余儀なくされているところでございます。現在、新宮地区の整備を主に行っており、今年度は新宮苑団地が完了します。

今後の計画につきましては、来年度から平成26年度にかけてきらら川付近からの県道瀬野呉線沿いの計画区域を整備し、その後に新宮の工業地域の整備を予定しております。このような状況を勘案しますと、新宮地区の整備完成は平成27年度から平成28年度になるものと考えております。今後の国の動向を注視するとともに、効率的かつ計画的な整備を行い、未整備地区の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 時光議員。

~~~~~

3番（時光） 平成22年度、刑法犯に係る20歳未満の被害は、全国で約25万6,000件あり、そのうち約2割が子供への被害となっております。また県内において、声かけ、つきまとい等の事案はことし7月までに431件となっており、昨年を47件上回っているとのことでございます。幸いにも熊野町内においては刑法犯に係る子供の被害はないと聞いておりますが、声かけ事案等の被害はどの程度報告されておりますでしょうか。

~~~~~

議長（馬上） 三村教育部次長。

~~~~~  
教育部次長（三村） 熊野町内での認知された小・中学生の被害状況でございますが、平成24年は現在まで2件でございます。平成23年度に8件、22年度に9件、21年度は7件という状況でございます。

以上です。

~~~~~  
議長（馬上） 時光議員。

~~~~~  
3番（時光） 熊野町次世代育成支援行動計画子供21の後期計画の中にも、子供110番の家の充実を図るとされております。ただいま御答弁いただいたように、町内の被害件数は比較的少ないとは思いますが、もしものときに駆け込む子供110番の充実は必要であると思われませんが、平成21年では131軒と聞いておりますけど、現在の登録件数は何軒となっておりますか。また、同計画において26年度目標として、各学校別に子供110番の家のマップ作成とありますが、進行状況はいかがでしょうか。

~~~~~  
議長（馬上） 柴原生涯学習課長。

~~~~~  
生涯学習課長（柴原） 子供110番の家でございますけれども、今議員からの御説明にありましたように、子供たちが危険に遭遇したり困ったようなときに安心して立ち寄る、駆け込むことができる家で登録していただいております。ステッカーを張りまして、子供のわかりやすいところにそのようなものを張っていただきまして、地域の人に見守られているという安心感、またそのステッカー自体が犯罪を未然に防ぐ効果があるというふうに言われております。

町内で募集に応じてくださる御家庭は年々増加しておりまして、議員御指摘の平成21年の134軒に、その後平成24年度は町内全域で188軒の御協力をいただいております。そして、子供未来21において平成26年の目標となっております、今御指摘の110番の家のマップ作成ということですが、既に多くの小・中学校で作成しており、6校中5校までは既に26年度目標を達成しておりまして、残る1校についても年内にはつくるということになっております。

以上でございます。

議長（馬上） 時光議員。

3番（時光） 110番の家の件数は順調にふえていると思われませんが、またその軒数は多いほどよいと思います。

県警によりますと、先ほどの声かけ、つきまとい等の事案の5割が17時から19時の時間帯、またその5割が登下校時とのことでございます。季節ごとに状況も変わります。ユースフルサンデーに限らず、その時間帯に子供と一緒に通学路を歩くなどして、子供たちの行動範囲の死角をしっかりと把握して、どこが危険なのか、どこに助けを求めればいいのかを調査していただき、子供110番の家の登録件数をふやしていただきたいと思っております。

先ほどお話のあった小学校入学時に防犯キットとして防犯ブザーを貸与することとありますが、その配布率、そしてその後のメンテ、管理はどのようにしておられるでしょうか。

議長（馬上） 三村教育部次長。

教育部次長（三村） 小学校における防犯ブザーの貸与件数でございますが、これは平成17年の広島市小1女児殺害事件の翌年から、小学校1年生全員に貸与しております。平成24年度の貸与数は220個でございます。

貸与後の電池交換や紛失した場合は、保護者に対応をお願いすることといたしております。学校での指導はランドセル横に取りつけることと、定期的に動作確認をするということをお願いしております。

以上です。

議長（馬上） 時光議員。

3番（時光） 登下校の子供たちを見ておられますと、防犯ブザーは高学年になるとほとんど所持してないようです。先ほど御答弁にあった電池交換と定期的な動作確認とともに、6年生まで所持することの徹底をお願いします。

続いて、これが一番大切なことだと思われませんが、小・中学校での子供たちへの啓発、子供たちを危険から守るために犯罪に巻き込まれそうになったときの対応策、日ごろからどのように御指導されておられますでしょうか。

議長（馬上） 三村教育部次長。

教育部次長（三村） 発達段階に応じまして、犯罪に遭わないようにするための行動ということで指導をしていただいております。キーワードといたしましては、行かない、乗らない、大声を出す、すぐに逃げる、それから知らせるということをポイントとしております。

まず行かないということでは、どこかに行こうと言われても絶対に行かない。知っている人でも、家の人に聞いてからというふうに返事をするように。また追いかけてきましたら、近くのおうちやお店に逃げるということ。また、乗らないというキーワードでは知らない人の車には絶対に乗らない。道を聞かれたら近くの大人に頼む。追いかけてきたらやはり先ほどと同じように近くのうちやお店に逃げるということ。

それから、大声を出す、逃げる、知らせるということでは、体をつかまれたり、危険と思った場合には、みずからの判断で大きな声で、助けてと叫ぶように。また、防犯ブザーを鳴らす。また近くの大人に助けを求めるということを行っております。

それから、登下校中はできるだけ一人にならないようにする。それから一人になったときには、人がたくさんいる道を歩くようにというふうに指導しております。また、遊びに行くときにはおうちの方に、家族の方に、だれとどこで遊ぶのか、何時に帰るかということを行うように指導しております。

特に、先ほど申しましたが、重点的に指導しておりますのは声を出すことと逃げることです。本当に怖い目に遭ったときには、児童・生徒は足がすくんでしまい、逃げるができないこともあるかもしれません。怖さにふるえて声が出せないこともあることを想定し、ふだんから学校の中で繰り返しそのことを指導し、練習するように、各学校を指導させていただいております。

以上です。

議長（馬上） 時光議員。

3番（時光） 我々大人でもいざとなると体が固まって何もできません。ただいまお話のあったようにふだんから繰り返しの練習の積み重ね、行かない、乗らない、大声を出す、すぐに逃げる、知らせる、「イカノオスシ」ですかね、この徹底をお願いいたします。

続いて、熊野町内の小・中学校においてのハード面の防犯対策についてでございますが、今年度、東中、熊野町において、深夜、器物破損の事例が発生したと聞いております。その被害状況とその後の対応について教えてください。

議長（馬上） 三村教育部次長。

教育部次長（三村） 今年度、東中学校、熊野中学校におきまして、器物破損事例が発生いたしました。まず、平成24年4月14日未明、熊野中学校と熊野東中学校において窓ガラス、1階ですけれども、15枚が割られました。それから、平成24年6月18日の未明でございますが、今度は東中学校の窓ガラス9枚が割られる事案が発生しております。被害額は24万余りということでございます。

対応といたしましては、両中学校に暗視型の夜間でも顔が識別できるテレビカメラ3台、合計6台ですね。それからデータ記録用のハードディスク装置を1台ずつ、中学校のほうに設置をさせていただきました。

また、校門の閉まりということに関しましては、学校施設の利用者にも徹底をしていただき、使用が終わった後には必ず校門を閉めていただくということと、学校側では始業前の点検、それから確認を強化させていただいております。

以上です。

議長（馬上） 時光議員。

3番（時光） 広島県三次市では市内の全小・中学校に、子供たちや父兄、さらに地域住民も安心できる学校環境づくりを目標に、防犯カメラが設置されているようですが、受動的防犯対策の一つとして、小学校にも防犯カメラが必要と思われます。池田小学校の事件以来、全国的にも設置件数はふえているようですが、今後町内の小学校に設置す

る御予定はあるのでしょうか。

議長（馬上） 三村教育部次長。

教育部次長（三村） 中学校に防犯カメラを設置し、その後、不審者等のことについては出ておりません。学校の現在夜間については機械警備ということで無人になっているということもあり、学校でのそのような対応についてはぜひお願いしたいと考えておりますが、予算も絡むことですので、また予算要求という形で対応させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（馬上） 時光議員。

3番（時光） 第5次熊野町総合計画の中でも、政策目標として安全に安心して暮らせる町とする。施策の方針として、防犯についての啓発の充実や地域が一体となった防犯運動を推進し、地域における防犯力の強化を図ると示してあり、防犯灯の整備、町内自主防犯ボランティア組織、警察との連携の強化など、さまざまな対策を掲げておられます。特に熊野地区防犯組合はその功績を認められ、今年度、防犯功労団体表彰を受賞されておられます。近隣の市町に比べ、熊野町の防犯対策は進んでいると思っておりますが、近年、経済状況の悪化とともに、少子化、高齢化等の社会状況の変化に伴い、刑法犯罪の種類も多様化していると思われます。未来ある子供たちが夢を持って安全に、安心して暮らせるような町になるように、今回の西区の事件を教訓として、さらなる防犯対策をお願いして、防犯に関する質問を終わらせていただきます。

2点目の質問についてですが、住民の方々より、上下水道についての整備計画の問い合わせがあったものですから、再度周知していただくために質問させていただきました。新宮地区は道路とさまざまな整備が行われております。まだまだ開かれてはおりません。さらに力を入れていただきたいと思います。これ以上、おくれが生じないように、先ほどの御答弁にもございました、効率的かつ計画的な投資で、一日も早い整備をお願いして、質問を終わらせていただきます。御答弁ありがとうございました。

議長（馬上） 以上で時光議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

これより日程第 5、報告第 8 号、平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてを報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 報告第 8 号、平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

まず健全化判断比率の 4 指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、当町の全ての会計が黒字となり、赤字額が存在しませんので、比率は算定されません。実質公債費比率は 11.3%、将来負担比率は 46.7%でございます。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、当町の水道事業、下水道事業ともに資金不足額はございませんので、この比率についても算定されません。

以上、いずれの指標も財政健全化団体、財政再生団体としての基準を下回っていることから、当町の財政状況は良好な状態にあると認めていただいております。

ここに監査委員の意見をつけて、御報告申し上げます。

~~~~~

議長（馬上） 以上で報告を終わります。

これより日程第 6、議案第 32 号、熊野町税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第 32 号、熊野町税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町税条例の一部を改正する条例案につきましては、平成 24 年度税制改正に伴い

提出させていただくものでございます。

改正内容は、地方税法の改正により、従来、法で決められていた下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を、町の条例で定めることとなったことに伴う規定の整備でございます。

なお、特例割合につきましては4分の3で変更しておりません。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第32号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第32号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（馬上） 日程第7、議案第33号、熊野町災害対策本部条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第33号、熊野町災害対策本部条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町災害対策本部条例の一部を改正する条例案につきましては、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例中の引用条項の整理を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第33号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第33号については原案のとおり可決されました。

議長（馬上） これより日程第8、議案第34号、熊野町暴力団排除条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（三村） 議案第34号、熊野町暴力団排除条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町暴力団排除条例の一部を改正する条例案につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例中の引用条項の整理を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第34号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第34号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は15時10分です。

(休憩 14時51分)

(再開 15時10分)

~~~~~

議長(馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第9、議案第35号、平成24年度熊野町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第35号につきまして、御説明申し上げます。

平成24年度熊野町一般会計補正予算(第2号)案につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ3億1,758万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億5,709万4,000円とするものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては、副町長から説明させます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(馬上) 立花副町長。

~~~~~

副町長(立花) 議案第35号、平成24年度熊野町一般会計補正予算(第2号)案について、その主な内容を説明させていただきます。

まず歳入でございますが、12ページをお開きください。

地方特例交付金におきましては、減収補填特例交付金が14万3,000円の増額でございます。

地方交付税につきましては、基準財政収入額と基準財政需要額との関係から、普通交付税が2,558万7,000円の増額となります。

次の分担金及び負担金の農林水産業費負担金では、熊野町工事分担金条例に基づき、水路等の補修に伴う地元負担金34万円の増額でございます。

国庫支出金の国庫補助金では、民生費補助金の障害者自立支援等諸費国庫補助金が54万円、国庫委託金の教育費委託金では、女子サッカークラブ創設のための財源として、運動部活動地域連携再構築事業委託金219万円の増額でございます。

続いて、14ページの県支出金ですが、県補助金の総務費補助金443万7,000円は、広島県緊急雇用対策基金事業補助金、民生費補助金1,343万7,000円は介護基盤緊急整備等基金補助金と安心こども基金補助金をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、県委託金の総務費委託金は、分権改革推進移譲事務交付金の確定により49万円の減額でございます。

繰入金ですが、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計は、いずれも精算に伴う返還金として合計で1,187万8,000円を計上するものでございます。

16ページをお願いします。16ページの繰入金の基金繰入金では、下水道事業において実施する公的資金保証金免除繰り上げ償還の財源として、461万3,000円の増額でございます。

繰越金については、前年度繰越金として2億4,684万7,000円の増額となっております。

諸収入でございますが、まず受託事業収入は、学校給食モニタリング事業に関する事業収入として8万3,000円の増額でございます。

16ページから19ページの上段までの雑入は、477万2,000円の増額でございます。主な内容は、新宮老人集会所移転補償金376万円、協働のまちづくり事業助成金50万円の増額でございます。

次の町債の臨時財政対策債は、発行可能額の決定により320万6,000円の増額

でございます。

次に、歳出でございますが、例年どおり分権改革推進移譲事務交付金による人件費や、事業費の財源更正、平成23年度の国及び県の補助金、負担金の精算による返還金などを計上しております。これらを除く主な内容について御説明いたします。

20ページをお願いいたします。

総務費ですが、総務管理費の一般管理費では、職員の待遇研修に要する経費18万9,000円を計上しております。

次に、下段の民生費ですが、社会福祉費の社会福祉総務費では、介護基盤緊急整備等基金補助金を財源として社会福祉協議会を実施主体に地域支え合い体制づくり事業として、現在行われている地域ふれあいサロンよりさらに小規模地域での活動拠点を立ち上げる経費451万7,000円の増額でございます。なお、この財源に伴う事業は県補助金により全額賄われるものでございます。

22ページをお開きください。老人福祉費は、先ほどの社会福祉総務費と同様に、介護基盤緊急整備等基金補助金を財源として、町が直接事業を実施するもので、老人福祉センターや中央地域健康センターに福祉避難所としての体制を構築する在宅要介護者等避難体制整備事業と、要介護者の把握等を目的として地域の関連機関や事業所等が連携した体制を構築する地域安心見守りネットワーク事業に要する経費の合計で773万円を計上しております。

障害福祉費は、10月からの障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴い、障害者虐待防止ネットワークの設置が必要となったことから、その体制整備に要する経費等58万4,000円の増額でございます。

24ページをごらんください。後期高齢者医療は3,402万9,000円の増額で、主なものは後期高齢者医療特別会計繰出金3,402万2,000円でございます。

衛生費の保健衛生費ですが、予防費は544万8,000円の増額で、ポリオ予防接種のワクチン不活化に伴う関連経費を計上しております。

26ページをお開きください。母子保健費は、乳児家庭全戸訪問事業において、高精度デジタル乳児体重計を活用し、授乳量の確認等により、育児不安の解消に取り組む事業に要する経費19万1,000円の増額でございます。なお、この財源は安心こども基金補助金により全額措置されるものでございます。

環境衛生費は、住民からの要望の強い住宅用太陽光発電システム等普及促進事業補助

金の補助件数を50件追加するもので、それに要する経費250万円を計上しております。

続いて、農林水産業費でございます。農業費の農地費は、7月の梅雨前線豪雨で被災した水路等の農業用施設の維持補修に要する工事請負費など260万2,000円の増額でございます。

28ページをごらんください。林業費の林業振興費は、林業災害復旧工事として串掛林道ほか2件の工事請負費100万円を計上するものでございます。

次の商工費ですが、商工費の観光費は、木村陽山コレクションの一つをもとに制作されたキャラクターのふでりんを活用し、熊野町の観光PRを実施するとともに、町内のさまざまな情報発信を推進する新たな事業費を含む477万5,000円を計上しております。なお、この事業は広島県緊急雇用対策基金事業補助金により全額賄われるものでございます。

30ページをお願いします。土木費でございますが、道路橋梁費の道路維持費は、町内一円道路維持事業として緑水苑団地雨水対策事業に要する経費と、7月の梅雨前線豪雨等により維持補修の必要性が確認された町道出来中溝線等の工事請負費の合計で635万5,000円を計上しております。

道路新設改良費では、事業間におきまして必要経費を適切な科目に振りかえするものでございます。

河川費の河川管理費は、災害防止の対策として、河川のしゅんせつや田ヤケ谷川の護岸の補修に要する経費350万円を増額しております。

32ページをお開きください。都市計画費の公共下水道費は、新たに公的資金補償金免除繰上償還を実施することから、公共下水道事業特別会計繰出金が461万3,000円の増額となるものでございます。

続きまして教育費ですが、小学校費の学校管理費は、熊野第三小学校に介助員を1名追加する経費84万1,000円を計上しております。

学校給食費は8万4,000円の増額でございます。これは学校給食の1食分の放射性物質の有無等を検査するもので、財源として学校給食モニタリング事業に関する事業収入が充当されております。

34ページをお開きください。社会教育費の公民館費では、先ほどの社会福祉総務費と同様に、介護基盤緊急整備等基金補助金を財源として、町民会館の講堂横のトイレを

洋式化するもので、その経費として100万円の増額でございます。社会教育費の合計では117万円の増額でございます。

保健体育費の保健体育総務費では、女子サッカークラブの創設に必要な経費220万円を計上しております。この財源といたしましては、国庫委託金の運動部活地域連携再構築事業委託金により賄われるものでございます。

諸支出金の基金費は、2億2,916万円を増額するものでございます。主なものとして、地方財政法に基づき前年度繰越金の2分の1、1億2,342万5,000円を財政調整基金に、コーポラス熊野の歳入歳出差引額と9月補正予算の歳入歳出差引額の合計で8,663万1,000円を公共施設等整備基金に、新宮老人集会所の移転補償金の確定に伴い今年度の収入とされる1,733万4,000円を筆の里づくり基金へ積み立てるものでございます。

次に、6ページに戻っていただきたいと思えます。第2表の地方債補正は、臨時財政対策債の限度額を4億1,490万1,000円から、4億1,810万7,000円に変更するものでございます。

説明は以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

山野議員。

~~~~~

10番（山野） 21ページの民生費の社会福祉費で、地域の支え合い体制づくり事業補助金、ふれあいサロンをさらに充実して地域で支え合うとかいう話、具体的にどういふ事業なのかははっきり教えていただきたいと思えます。

もう一つ、29ページにある商工費で、観光事業のPRの増進ということなんですけど、臨時職員というのはどこの課に、これ半期で180万というのはかなりのお金だと思うんですけど、その内容をちょっと教えてください。

あとは、先ほどのトイレの改修、町民会館のトイレの改修と言われたんですけど、ホールは最近ほとんどシャッターが全部おりてます。ホールを使う人でないとあそこのシャッターを上げてもらえません。だからトイレを改修されても一般の人はあそこのトイレは使えません。その辺を御存じなのかどうか、ちょっとお聞きしたい。

議長（馬上） 光本民生部次長。

民生部次長（光本） 21ページが一番下段になります。地域支え合い体制づくり事業補助金の詳細な内容でございます。

本年、社会福祉協議会のほうで新規に、今年度新たに立ち上げる予定の、本町ではミニデイホームというのを既にも実施しておりますが、それとは別にこのたび町内で6カ所予定されております。地域的には本庄団地、さくら野団地、土岐の城ハイツ、湖水苑団地、皇帝ハイツ、城之堀の東部、その6カ所に新たに開設をするということで、その開設のための費用がございます。

それともう1点、これも社会福祉協議会のほうで事業の準備を進めていただいておりますが、プラチナ世代が活躍する社会づくり推進事業のための事業ということで、啓発のためのリーフレットの作成、それとボランティア団体の支援のための経費、それとシンポジウム、プラチナの方々が今後どういった活躍をしていくべきかというふうなシンポジウムを計画されております。

以上でございます。

議長（馬上） 時光商工観光課長。

商工観光課長（時光） 28ページ、29ページ、観光推進事業の臨時職員の賃金でございますが、これは2名分となっております。月額で言いますと15万円。この臨時職員につきましては、私ども町のほうで雇用するわけでございますが、活動内容、こちらが筆の里工房でふでりんのPRをしたりとか、そういうことをしますので、土日が出勤という不規則な体制になろうかと思っております。そういった意味で工房等の賃金にあわせて15万円ということでやらせてもらっております。

以上でございます。

議長（馬上） 柴原生涯学習課長。

生涯学習課長（柴原） 町民会館でございますけれども、学習室などは大体2階に多ご

ざいまして、講堂が開くというときはもちろんシャッターが上がりまして、9月補正で認めていただきましたお手洗いを使っていただけるのですけれども、例えば入って右側の集会室のあたりで大きな行事というのが、そういうことがございましたときにはシャッターを上げてこちらのほうも使えるようにしたいというふうに今から検討を考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 中原議員。

12番（中原） 28ページ、29ページのことをちょっと聞きたかったんですよ。臨時職員2人という分で、これはずっと、半年間だけということ。来年度はもうなしということですかね。

議長（馬上） 時光商工観光課長。

商工観光課長（時光） 緊急雇用対策基金事業でございます、これは半年だけということになります。

以上です。

議長（馬上） 佛圓議員。

14番（佛圓） 17ページの諸収入なんですが、新宮老人集会所の移転補償というのは、現在あるところからどこへ移るんで、どういうふうなものがどこらへ建つんでしょうか。そこらは全然地区外だからわからないかもわかりませんが、ちょっと詳しいことを聞きたいんですが。

議長（馬上） 時光商工観光課長。

商工観光課長（時光） 新宮の老人集会所の移転につきましては、位置的にはただいまございます現況の建物の県道を挟んで向かい側に移転といたしますか、新築する予定にな

ってます。今度コミュニティセンターとしての運営になろうかと思えます。

以上です。

議長（馬上） 佛圓議員。

14番（佛圓） 今のところの反対のひらだったら余り広くないですね。駐車場はどのくらいとられるんですかね。建物の大きさはどれくらいですか。

議長（馬上） 時光商工観光課長。

商工観光課長（時光） 駐車場に関しましては、たしか4台程度だったと思います。

ただ、同じ土地所有者の方が近くにも土地をお持ちでございまして、自治会のほうでそういったところを活用させていただくというようなお話になっているというふうに聞いております。施設の面積につきましては84平米くらいだったと思います。

以上です。

議長（馬上） 山野議員。

10番（山野） もう一つ、19ページの協働のまちづくりの事業助成金なんですけども、これはもう既に募集は打ち切られたと思うんですけど、また新たに後半、後期でまた募集されるのかどうか、その辺の事業を教えてください。

議長（馬上） 民法企画財政課長。

企画財政課長（民法） こちらの協働のまちづくり事業補助金と申しますのは、名称はこちらになっているんですが、財団法人広島県市町村振興協会、こちらのほうへ当初予算で150万ほど要望しておったんですが、200万つくということで、もう50万入るといって、ここに上げさせていただいております、したがって今町が行っておりますまちづくり協働とは若干違ったものになります。

以上でございます。

議長（馬上） よろしいですか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第35号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第35号については原案のとおり可決されました。

議長（馬上） 日程第10、議案第36号、平成24年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（三村） 議案第36号につきまして、御説明を申し上げます。

平成24年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,558万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億4,759万円とするものでございます。

歳入予算の内容は、実績報告に基づき追加交付された療養給付費等交付金655万5,000円、平成23年度からの繰越金1,903万1,000円の増額でございます。

歳出予算の主な内容は、保険給付費の高額療養諸費839万3,000円、諸支出金では平成23年度の実績報告により交付金が過剰交付となっていたことから、償還金及び還付加算金1,701万3,000円の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第36号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第36号については原案のとおり可決されました。

議長(馬上) 日程第11、議案第37号、平成24年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(三村) 議案第37号につきまして御説明申し上げます。

平成24年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,186万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億4,733万8,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、公的資金補償金免除繰上償還などを含む繰入金の一般会計繰入金461万3,000円、平成23年度からの繰越金585万1,000円、町債140万円の増額でございます。

歳出予算の内容は、総務費の総務管理費では、平成23年度の精算として、一般会計繰出金585万3,000円、公債費では財政健全化のための公的資金補償金免除繰上償還等により601万1,000円の増額でございます。

第2表地方債補正では、下水道事業の資本費平準化債の限度額を1億880万円に変更するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第37号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第37号については原案のとおり可決されました。

議長（馬上） これより日程第12、議案第38号、平成24年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（三村） 議案第38号につきまして、御説明申し上げます。

平成24年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,072万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億540万1,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、過年度分の追加として後期高齢者医療保険料42万円、繰入金的一般会計繰入金3,402万2,000円、平成23年度からの繰越金628万2,000円の増額でございます。

歳出予算の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金で、平成23年度療養給付費負担金の精算に基づき4,071万4,000円の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

山野議員。

~~~~~

10番（山野） 11ページに諸支出金で繰出金、一般会計へ繰り出す1万円というのは、何でこういうのが1万円出てくるのか。

~~~~~

議長（馬上） 宗條住民課長。

~~~~~

住民課長（宗條） 一般会計への繰出金1万円につきまして御説明いたします。

これにつきましては、過年度に事務費として一般会計から繰り入れたものにつきまして精算した結果、この金額を過剰に受け入れておりましたので、一般会計のほうに戻すという繰出金でございます。

以上です。

~~~~~

議長（馬上） よろしいですか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第38号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第38号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（馬上） これより日程第13、議案第39号、平成24年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~  
町長（三村） 議案第39号、平成24年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきまして、御説明申し上げます。

保険事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ3,962万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億6,127万4,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、平成23年度の交付額の確定により、支払基金交付金563万3,000円、国庫支出金、県支出金では平成23年度の追加交付分として、国庫負担金321万8,000円、県負担金184万2,000円、平成23年度からの繰越金2,893万2,000円を増額するものでございます。

歳出の内容は、基金積立金3,241万4,000円、諸支出金の償還金及び還付加算金では、実績に基づく返還などにより142万3,000円、平成23年度の精算として一般会計への繰出金578万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ22万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を974万7,000円とするものでございます。

内容は、平成23年度からの繰越金22万7,000円をそのまま一般会計への繰出金として歳出するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~  
議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第39号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第39号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(馬上) これより日程第14、議案第40号、平成24年度熊野町上水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第40号につきまして、御説明申し上げます。

議案第40号、平成24年度熊野町上水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、収益的収入予定額を493万4,000円増額し、総額を4億9,458万1,000円とし、また資本的収入予定額を117万円増額し、総額を1億7,481万円に、資本的支出予定額を503万円増額し、総額を1億3,538万円とするものでございます。

増額の主な内容といたしましては、開発地申請に伴う開発費収入、特別利益及び工事請負費の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

山野議員。

~~~~~

10番(山野) 7ページに開発される開発地域の場所を教えてください。何件ぐらいあるのかということと、その下に今度配水施設の土地を購入してらっしゃるといのは、その近くの土地なのかどうかということをお願いしたいと。

~~~~~

議長(馬上) 曾根水道課長。

~~~~~

水道課長(曾根) 開発地の場所でございますが、さくら野団地から本庄団地に抜ける

ところの場所でございます。20戸ぐらいの造成地でございます。

それと、今の用地のほうですが、これは城之堀団地でございます。

以上です。

~~~~~

議長（馬上） よろしいですか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第40号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第40号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（馬上） お諮りいたします。これより日程第15、認定第1号、平成23年度熊野町各会計歳入歳出決算認定について、日程第16、認定第2号、平成23年度熊野町上水道事業会計決算認定についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって日程第15、認定第1号及び、日程第16、認定第2号を一括議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

議長（馬上） 日程第15、認定第1号及び、日程第16、認定第2号を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 認定第1号及び認定第2号につきまして、御説明申し上げます。

まず、認定第1号の平成23年度熊野町各会計歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度の熊野町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金運用状況を監査委員の意見をつけて認定に付すものでございます。

続きまして、認定第2号の平成23年度熊野町上水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成23年度の熊野町上水道事業会計決算に監査委員の意見をつけて認定に付すものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。ただいま提案されました認定第1号及び認定第2号は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託したいと思っております。また、本特別委員会には地方自治法第98条第1項の規定により審査の権限を付与することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、認定第1号及び認定第2号は議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託し、また地方自治法第98条第1項の規定による検査の権限を付与することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 15時53分）

（再開 15時54分）

~~~~~

議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって決算特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員長に中原議員、副委員長に大瀬戸議員を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員長に中原議員、副委員長に大瀬戸議員を指名することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

(散会 15時55分)